

平成20年旭市議会第4回定例会委員会会議録目次

公営企業常任委員会 平成20年12月12日（金）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	5
議案の採決	18
所管事項の報告	19
閉会	20

建設経済常任委員会 平成20年12月15日（月）

付議事件	23
出席委員	23
欠席委員	23
委員外出席者	23
説明のため出席した者	23
事務局職員出席者	23
開会	25
議案の説明、質疑	26
議案の採決	30
所管事項の報告	30
陳情の審査	41
陳情の採決	43

意見書案の説明	4 4
閉会	4 6

文教福祉常任委員会 平成20年12月16日(火)

付議事件	4 9
出席委員	4 9
欠席委員	4 9
委員外出席者	4 9
説明のため出席した者	4 9
事務局職員出席者	4 9
開会	5 1
議案の説明、質疑	5 2
議案の採決	7 7
所管事項の報告	7 8
閉会	8 9

総務常任委員会 平成20年12月17日(水)

付議事件	9 3
出席委員	9 3
欠席委員	9 3
委員外出席者	9 3
説明のため出席した者	9 3
事務局職員出席者	9 3
開会	9 5
議案の説明、質疑	9 6
議案の採決	1 0 7

所管事項の報告	108
閉会	113

公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成20年12月12日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 3号 平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について
議案第 6号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（6名）

委員長	日 下 昭 治	副委員長	木 内 欽 市
委員	林 一 哉	委員	向 後 和 夫
委員	高 木 武 雄	委員	林 俊 介

欠席委員（1名）

委員 伊 藤 鐵

委員外出席者（2名）

副議長 平 野 浩 議員 滑 川 公 英

説明のため出席した者（16名）

副 市 長	鈴 木 正 美	病院事務部長	伊 藤 敬 典
水道課長	堀 川 茂 博	国民宿舎 支配人	野 口 國 男
病院企画監	柏 木 嶺	病院技監	作 田 重
病院事務次長	石 鍋 秀 和	病院契約室長	太 田 信 春
病院経理課長	鈴 木 清 武	病 院 再 整 備 室 長	鏑 木 友 孝
病院整備課長	永 嶋 英 和	病院医事課長	加 藤 勝 治
その他担当 職	4名		

事務局職員出席者

事務局長 宮本英一

事務局次長 石毛健一

主 査 穴澤昭和

開会 午前10時 0分

○委員長（日下昭治） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

師走の半ばに入りまして、今年も残りわずかとなりました。今年1年を振り返ってみますと、激動の年でなかろうかなど。そんな中で、1年を終わろうとしておるわけでございます。迎えます平成21年が私どもにとりましても、また旭市にとりましてもすばらしい年になりますことを期待しながら、委員会のほうを進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いしたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

この後、議会だより取材のため、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立しました。

それでは、公営企業常任委員会を開会します。

なお、伊藤鐵委員におかれましては、健康上の理由により欠席させていただきたいとのことでしたので、ご了解願います。

なお、滑川公英議員より本委員会の傍聴をしたい旨の申し出があり、これを許可しましたので、ご了解願います。

また、報道関係者及び市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしますので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのままお待ちください。

休憩 午前10時 1分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 1分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、平野副議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いしたいと思います。

副議長、よろしく申し上げます。

○副議長（平野 浩） おはようございます。

本日は公営企業常任委員会ということで、委員の皆さん並びに執行部の皆さんには大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました補正予算と条例改正の2議案について、ご審議をいただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議のほどをお願いいたしまして、簡単ではございませんけれども、あいさつに代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（日下昭治） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は年末のご多忙中の中、公営企業常任委員会ということで、委員の皆様、また平野副議長、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に執行部のほうからご審議をお願いいたしますのは、議案第3号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算、議案第6号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正、以上の2議案でございます。委員の皆様方のこれらの議案に対しますご質問に対して、的確に答弁をいたしますので、どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（日下昭治） ありがとうございます。

ここで、鈴木副市長は所用のため退席いたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 4分

（副市長退席）

再開 午前10時 4分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（日下昭治） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第3号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、議案第6号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての2議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第3号について、国民宿舎より補足して説明がありましたらお願いいたします。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） それでは、国民宿舎のほうから補足してご説明いたします。

もう本会議の補足説明のほうで細部にわたりまして説明したことにつきましては、そのとおりでございますので、どうぞひとつよろしくお願ひしたいと思います。

なお、第3条で計上しております一般会計からの長期借入金2,000万円につきましては、これからも儉約に努めながら、収益に結び付くような運用をしたいと思ひますので、どうぞひとつよろしくお願ひしたいと思います。

つきましては、今までの説明の中で販売促進という言葉を使わせていただきました。この内容につきまして、若干細かくなりますけれども、お時間いただきまして、説明をさせていただきますと思います。

まず、ニュースリリースという言葉を使いました。先月17日には都道府県会館で記者発表がございました。レジャー記者クラブ50社が集まったところで、リニューアルにつきまして説明をさせていただきました。それらを含めたニュースの反応でございます。

まず、特集を組んでいただけたところ、7社ございました。もう既に載ったところが3社ございまして、これから4社が公共の宿特集ということで、数ページにわたって掲載される予定でございます。12月25日、それと1月10日、2月下旬ということで、順次掲載される予定になっております。

そのほか、新聞各紙、これも取り上げていただきました。11日の新聞には、「マリオン」ということで、料理の写真も掲載されております。それと説明の中で、よくミニコミ紙という言葉は今まで使わせていただきました。千葉から船橋にかけて25万部配布されますミニコミ紙にも、掲載されることが決まりました。12月25日号でございます。

そのほか、送客契約という言葉を使わせていただきました。今計画しているのが2社でございますけれども、1社につきましては、もう既に契約の準備段階に入っております、先行いたしまして、ツアー客30名が1月に入る予定になっております。もう1社につきましても、早急に進めていきたいと思っております。

それと、インターネットというような言葉も使いましたけれども、現在、2社と契約しております。ネットエージェントというんだそうですけれども、1社につきましては4月から10月までで101人、もう1社は6月に加入いたしました。6月から10月まで68人の送客を得ております。

そのほか団体契約、福利厚生団体との契約ですけれども、11団体、千葉県の老人クラブ連合会とも契約しております。平成19年は875人おりました。今年度は9月末で445人の実績でございます。

そのほか12月10日にはグランドオープンということで、今まで宣伝に努めてまいりました。1週間の宿泊プランを立てさせていただきまして、情報を発信したわけですけれども、現在、53名の予約が入っております。内容的には、旭市農産物直売館との連携をいたしまして、旭の果物と野菜をサービスするというのと、1日1組の無料宿泊券を抽せんでプレゼントすると、こういう内容でございます。そのほかランチバイキングということで、きのう、10日から始めさせていただきました。初日と2日目ともに120人を超えるお客さんをいただきまして、きょうももう既に待っているお客さんもおりますので、そういったことでこのランチバイキングにつきましても、非常に好評を得ているところでございます。

以上、販売促進の一端を申し上げましたけれども、補正予算につきましては有効活用させていただきたいと思っております。どうぞひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（日下昭治） 国民宿舎の説明が終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） それでは、二・三質問させていただきます。

先日来の一般質問で、もうほとんど議論は尽くされ、また説明もされましたので、重複する面もあろうかと思いますが、二・三お尋ねします。

その中で、木内委員さんの質問に対しての答弁だったか、上半期の実績を説明いただいたんですけれども、それを確かめのためにお伺いします。上半期の売上げ、8,352万9,000円と。

それで入場者が、6,826人というような入場者数と聞きましたけれども、それとこの入場者は食事だけと宿泊をひっくるめての数かどうか。それともう一つ、10月、11月の利用者数が分かればお伺いします。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） それでは、お答え申し上げます。

まず、6,826人の9月末で、今年度実績がございました。この内容ですけれども、1泊2食で泊まっていた方が約60%おります。60.5%ですか。そのほかあと4割の方は朝食のみ、あるいは素泊まりという内訳になっております。それと、10月、11月の実績ですけれども、10月につきましては、宿泊は590人でございます。前年度1,056人ありましたので、466人の減ということになります。11月ですけれども、703人ということで、今集計しております。

以上です。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） そうしますと、単純な計算をしてみたんですけれども、八千何百万円、これは6,000で割ると、1日客単価が1万2,236円になりますけれども、それでほとんど違いありませんか。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 宿泊の単価ですけれども、正確には今年度は宿泊につきましては、9,033円の消費の平均の単価でございます。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） 今、8,300万円をこれで割り返すと、1万2,000円になるけれども、それは違うんですか。ほかの金額が入っているんですか。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 今申しました9,033円というのは、9月30日現在で6,826人の実績がありますので、これを宿泊料……

（発言する人あり）

○委員長（日下昭治） ちょっと、休憩とります。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時15分

○委員長（日下昭治） 引き続き会議を開きます。

高木委員。

○委員（高木武雄） そうしますと、今、1万2,236円、これが私の計算だと、1人当たりの使っていただいた金額に、これは宿泊料から食事から土産から全部ひくくめたことだと思います。そういう金額になると思います。そうしますと、これを基本として、我々業界で単純に計算するんですけども、そして今年目標数を1万3,200人に改めるということになっております。これを掛けますと1億7,000万円にならないんですけども、1,000万円くらい足りなくなるんですけども、これはどのような形で計算されているのか。1万4,600人で計算すると、1億7,000万円になるけれども、その辺はどのような積算の根拠があるのでしょうか。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 説明不足で、本当に申し訳ありません。単純に割り返しますと1万2,000幾らになりますけれども、この中には、例えば日帰りですべて使っていただいた方がおります。これを休憩ということで、特に宴会等々のことを指すんですけども、9月末までの、先ほど言いましたように、正確に言いますと、宿泊の1泊2食のこちらの計算ですけども、9,033円。それと宴会等で使っていただいた休憩者の方の平均が3,913円というような、そういう計算になっております。そのほか、売店の売上げがございます。これが1,014円というようなことで、売店の売上げの経費も入っておりますので、そういったさまざまな経費が入った中での数字ということをご理解いただきたい。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） それでも、何にでも6,826人入っていて、8,352万円、これだけ売り上げたから、これは単純計算すれば幾ら何に使ったか、1人の人がどう使ったと、費用と1人当たりの単価は1万2,236円、こういう計算でまづいんですか。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 単純に宿泊者で割りますと、そうなりますけれども……

（発言する人あり）

○国民宿舎支配人（野口國男） すみません、6,826人は宿泊の実績。

○委員長（日下昭治） 続けてください。

○国民宿舎支配人（野口國男） 確かにそうです。6,826人は宿泊の実績ですけれども、内訳としては今言ったように、ご飯を食べていただいた方、1泊2食で泊まっていた方が60%、朝食と素泊まりが39.5%ということ……。

○委員長（日下昭治） しばらく休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時23分

○委員長（日下昭治） 引き続き会議を開きます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 本当に申し訳ありません。今年度の動きですけれども、宿泊料金あるいは食事料金に変化しております。ですから今までのデータをそのまま使いますと、どうしても理屈に合わないところが出てきます。東館ができ上がったのが6月30日ですので、7月、8月と運用してきましたけれども、今度12月からは西館ができ上がりましたので、でき上がった中で、今度算出しておりますので、細かくは今、ちょっとご報告できないんですけれども、そういった今年度は料金の動きがありましたので、単純に今までのやつを平均したのをこれからの数字に掛け合わせるというようなことだと、ちょっと無理があるのかなということで、その辺ご理解いただけませんか。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） 確かにそういう話があれば、私の積算根拠が狂ってきますけれども、我々を出してもらった資料から、説明から数字を割り出したりなんかして計算して、それをやっていくわけでございますので、その辺の説明を十分にいただきたいと思います。また、そういう形でいったときに、あくまでも私の勝手な積算でございますけれども、今計算してみますら、今までの売上げを日数で割って、これからの日数に掛け合わせても、予算書と

かなりの差が出てくると思うんですけれども、これは今までの料金改定前から何%ぐらい、全体で改定後、上がっているんですか。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） すみません、本当に申し訳ありません。今年度4月の時点では、6月まで本館のみでございました。休館です。平日の1泊2食付きの、これは爽風コースとありますが、一つのコースが9,370円での運用でございます。これが7月の新館、洋室ができましたけれども、洋室ができますと1万650円ということで、1,280円上がるというような形で、これは宿泊料ですけれども、そういう形で運用させていただきます。

なお、和室が今度できましたので、和室につきましては、同じ金額になりますけれども、今度、人数別の料金が違います。洋室の場合は2名ですけれども、和室の場合は3名入らないと、この金額にならないというようなことで、人数別の料金も設定しておりますので、非常に複雑にはなってきております。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） 議論の論点、違うほうからお伺いします。

今までの上半期の1日当たりの収入が45万8,000円。これで今後も割り返してみても、営業収支が1億7,000万円にならないんだけれども、それはどのような形で積算根拠があるのか。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 申し訳ありません。まず、今回、収入につきましては、2,135万6,000円減らすという形になっておりますけれども、その内訳といたしまして、利用収益が1,724万6,000円ということで、さらにこの内訳が、宿泊料として538万3,000円減らしております。そのほか食料というところで、1,186万3,000円という減額でございます。そのほか売店につきましてはお示ししているとおり、411万円の内訳ということでございます。

先ほども言いましたように、四半期を通じて料金体系もまた違ってきますし、グランドオープンした今、これで運用を初めて開始するといいますか、動きのない形での運用になりますので、算出基礎につきましては、今ちょっとお示しできませんけれども、よろしくお願ひします。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） なかなか議論がかみ合わないので、いずれにしてもこの予算書の中の1億7,423万2,000円ですか、この数字、年度末にかなり私はきついではなからうかと思うんです。それは、今言ったように、45万8,000円を割り返しても、1億6,000万何ぼしかありません。そして夏と冬を比べたら、冬のほうがシーズンのにおりと思うんです。ただ、今、引き算の計算でやるとこうなるかもしれませんけれども、企業はやっぱり最終的な売上げがあって、そこからの話なんですから、それを目標としてやらないと、引き算からやると、これがまた決算に追いつかなくなる気がします。それはやってみなければ分からない話ですので、これ以上その議論はしませんけれども、そのように感じる。もう少しきちっとした積算を出してやっていただかないと、困る面があると思います。

それともう一つは、これから来年度の予算を今編成中だと思えます。それについてちょっと二・三伺います。

ここに国民宿舎費用、今年の費用が2億841万9,000円、これが計上されております。来年も恐らくこのくらいの金額は計上されるんじゃないかと思うんですけれども、この金額を今度売上げでカバーするとすると、この同じ金額を売り上げただけではカバーできないわけで、食材費がかかりますから、2億2,000万円から2億3,000万円の費用になるような感じを受けますけれども、そうした場合に今度、どこを基準にそれを求めていくのか。1日当たり何人の入場者を積算根拠としてやっていくのか。また、1日当たり幾らの客単価でやっていくのか。その辺をきちっとやっていただかないと、また来年もこのような不足、これは二千何百万円になっていますけれども、実際は3,418万9,000円の欠損ということになりますから、そういうことを見ますと、かなり厳しい状況にあるのかなと。

先ほど来、いろいろなこれからのすばらしいプランをお聞きしましたから、多少は安心していると思うんですけれども、今までの話はただ言葉だけであって、数字的な裏付けが全然ないんです。ただ30人来る、50人来ると言っても、トータルして今月は何人、来月は何人、今まで、さっき聞いた9月、10月の、これはシーズンオフですから、あまり参考にはならないと思うんですけれども、売上げはかなり少ないんですね。人数は何人でこれを売り上げたか分からないんですけれども、そういう意味からも、来年の予算はどのように。これとちょっと話は違うけれども、大まかでいいですから、まだ全然手をつけていないということであればいいんですけれども、もし来年のことを、どのような予算書になるか、大まかでも分かればお願いします。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 誠に申し訳ありません。算出基礎につきましては、簡潔に説明できるような資料を作成したいと思いますので、どうぞひとつよろしくお願ひします。

ご質問の来年度の関係ですけれども、私のほうで今換算しているのは、今年度の業界の情勢と申しますか、これがやはり通年の年よりも20%減っているというような分析が、実はございます。これに基づくわけではございませんけれども、今年度の状況、それとお客さんの反応あるいはアンケート等、これもさまざまに分析をしなければなりませんけれども、一応2億1,000万円程度で今調整しております。

利益はどうかということですが、先行投資をしておりますので、減価償却費、これが2,700万円、減価償却費が来年度かかることになっております。減価償却費につきましては内部留保になるわけですが、純利益というようなことでとらえても構わないと思っております。2,700万円の減価償却費、これはちょっと無理ではないかなということも思っております。ですから予算上につきましても、やはり若干のマイナスの予算を今考えております。

以上です。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） いずれにしても、来年の予算は来年の予算で、きちっとやっていただかなければならないということでもございまして、皆さんの仕事を責めているわけでもございませんので、ただ、こういう厳しい状況でございます。ですから普通の企業だと売上げがないという場合は、多少人件費に食い込むというのが企業の常識でございます。その辺も今後考えて、きちっとした予算書をお願いします。

終わります。

○委員長（日下昭治） ほかに何か質疑ございますか。

林俊介委員。

○委員（林 俊介） 今回の2,000万円の補正につきましては、2年間ということでもあります。そしてこの理由は臨時職員の賃金の増加ということで、今回あるわけでもございますけれども、先の協議会あるいは一般質問等におきましても、パートのローテーション、そういうものを改善に努めると、努力するというような答弁でありますけれども、今現在、この臨時職員は何人雇って、そしてどのようなローテーションでやっているのか。それは賃金を減らすというのは大事ですけれども、お客さんにサービスが低下しては困るわけでもございますけれども、その辺を加味しながら、今どのような形で、何名でどのようなローテーションで運営をして

いるのか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（日下昭治） 林俊介委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 臨時職員の関係でございます。

まず、総人数ですけれども、32名おります。このほか職員4名ということで、運用させていただいております。その割り振りなんですけれども、予定表等々確認しながら、2週間単位で予定表を配っております。しかしこれはあくまでも計画でございます、実態の予約につきましては、今そんなに早くから入るといような体制ではございませんので、常に変えられるような体制ではあります。

それで、例えばフロント事務が今4名いますけれども、この事務を固定するというんじゃなくて、レストランとの兼務のような形も今とり始めておりまして、どこでも対応できるような、そういうシステムに変えようとしております。若干固定したような、今までの中でなってしまった部分がございますけれども、今後は、厨房の技術的な面は別ですけれども、それ以外につきましては、どこでも対応できるような形で運用していきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（日下昭治） ほかに何か質疑ございませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、病院より補足して説明がありましたらお願いいたします。
病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それでは、ご説明いたします。使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

近年の産科医不足の原因と言われております分娩による医療訴訟の増加に歯止めをかけるべく、平成21年1月より産科医療補償制度が開始されます。補償対象者は、出生体重が2,000グラム以上かつ在胎週が33週以上で、分娩に関連しまして身体障害者等級が1級及び2級に相当する重度の脳性麻痺となった子が対象となります。

この制度補償の加入により、医療機関は1分娩につき3万円の掛金を負担することになりますので、掛金に相当する料金を加えた料金を分娩料として徴収するため、改正を行うものでございます。

なお、国は妊産婦の新たな金銭的負担を避けるため、制度……

○委員長（日下昭治） 次長、資料、この関係ですか。委員の皆さん、この関係になるそうですので。

○病院事務次長（石鍋秀和） その前段階より説明しまして、資料はその後に説明しますけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（日下昭治） はい。

もう少し。

○病院事務次長（石鍋秀和） 申し訳ございません。補償制度への加入により、医療機関は1分娩につき3万円の掛金を負担することとなりますので、掛金に相当する料金を加えた料金を分娩料として徴収するため、今回の改正を依頼するものでございます。なお、国は妊産婦の新たな金銭的負担を避けるため、制度発足と同時に出産育児一時金の引き上げを予定しております。

今回、資料として提出いたしました産科医療補償制度、これについてご説明申し上げます。

これは来年、平成21年1月より実施ということでございますが、産科医療補償制度ということで、1ページ目、制度説明書兼加入手続き案内というのがございますので、これをご覧いただきたいと思います。

この制度に関しましての目的が、三つほどございます。目的の1としまして、「分娩に関連して発症した脳性麻痺の児およびその家族の経済的負担を速やかに補償します」。そして2、「脳性麻痺発症の原因分析を行い、将来の脳性麻痺の予防に資する情報を提供します」。そして目的3としまして、「これらにより紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ります」というのが、今回、産科医療補償制度創設の目的でございます。

これに合わせまして、補償内容ですとかはどうかといいますと、見開きの次のページをあけていただきたいんですが、見開きの右側のほう、「補償内容と掛金について」というところをご覧いただきたいと思います。「補償対象」、先ほどお話ししました出生体重が2,000グラム以上で、かつ在胎週数が33週以上及び身体障害者等級は1級、2級相当の重症者ということで出ております。

この対象者のちょうど中段のほうにあります、「具体的な除外基準」というのがございます。これは、その上の段に書いてあります。「ただし、先天性要因等の除外基準により該当するものは除かれます」ということで、具体的除外基準は、下にあります（1）及び（2）、「先天性要因」、そして2のほうが「新生児期要因」ということで、これは分娩後の感染症等によって脳性麻痺になったという場合、これは除外の規定ということになります。

この制度の補償内容なのですが、2のほうで書いてございます。「補償金額」としましては一時金として600万円、そしてそのあと、子どもが20歳相当に達するまで毎年120万円ずつということで、総額が3,000万円ということが今回の補償内容でございます。

それに併せまして、分娩医療機関に関しましては、3にございます、「掛金」、1分娩当たり3万500円。ここのほうで、ウェブシステムを導入する場合は、掛金は1分娩当たり3万円ということで、二重線で引いてございますが、ということで、この金額を今回、分娩料のほうでお願いしたいと思ひまして、上程させていただきました。

その内容でございますが、今回の新旧対照表の3ページ、上のほうの段が現在の分娩料でございます。分娩料の時間内、これが現在は10万円でございます。これを改正後は下のほうの数字の13万円。そして時間外は12万円ですが、これを15万円。そして休日・深夜、午後10時から午前6時まで、これが14万円から17万円、そして帝王切開は8万円から11万円ということで、改正をお願いしたいということで、今回、上程しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） 病院の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） 本当に初歩的な質問で、大変申し訳ないんですけども、要はこれは保険料として、各診療科目に3万500円ずつ上乗せになったということで理解していいんですか。

そうしますと、これはここに次のところに出てきて、市が3万円を上限として加算するものとするを書いてあるから、妊婦さんにはそれほどの負担はかからない、今までどおり、また、病院としてもこれによってリスク面では多少軽減されるけれども、収入面では変わらない、そのように感じますけれども、それで。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） はい、そのとおりでございます。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） 何か初めて聞く言葉で、運営組織ですか、財団法人日本医療機能評価機構というのは、これはどういう組織なんですか。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院総務課。

○病院総務課長補佐（片見武寿） では、お答えいたします。

日本医療機能評価機構というのは、病院の機能とかそういったところを評価する機関でございます。そこと、今回、保険会社が契約を締結しまして、この保険の制度の窓口という形になっております。

以上です。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） ですから、何か厚労省の関係の組織か、あるいはそうじゃないのかと、そういうことです。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院総務課。

○病院総務課長補佐（片見武寿） こちらのほうは財団法人でございまして、厚労省とは特に関係はないと思います。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） 何でこれは、例えば分娩機関、中央病院でしょう、病院が直接こういう損害保険会社とは結べないんですか。間にこれを入れないと、駄目なの。それと、脳性麻痺が生じた場合と、今までの医療保険ではこういうのは全く対応できなかったから、こういうことになったんですか。その2点。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） このたびの保険は病院の無過失保険といいまして、本来ですと、例えば病院が過失を証明して、家族なりお子さんに保険金が払われるということなんですが、今回はその病院に過失がある、あるいは無過失であるということに関係なく、実態として脳性麻痺が生まれたお子さんに関しては補償しましょうという制度でございますので、ちょっと今までの実害があつて補償金が払われるというのと、制度が違うというふうに考えております。

それと、日本病院機構は厚労省とは直接関係ないといいましても、厚労省から所管といえますか、所管でやっているすべての病院が、今、機能評価というのを受けております。これがすべてここの機能評価機構によって審査されるという形ですので、先ほど総務課のほうの片見から話がありましたとおり、直接は財団法人ですから、厚労省とは関係はないと思うん

ですけれども、明らかにいろいろな形で厚労省からの指示が入っているというふうに思われます。

また、現在、12月2日現在の数字なんです、日本全国では2,000以上の分娩機関、医療機関あるいは診療所合わせてなんです、ございます。そのうちの98.8%はこの制度に加入したということで、これはインターネット上の問題なんですけれども、資料としては現在出ております。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） そうすると、何か補償が最大で、今、3,000万円、掛金が3万円と言いましたか。何か普通の保険から思うと、保険料が物すごく高いなと思うんですけれども、それで今のように聞いたんですけれども。

それと、98.8%がもう既に加入しているということで、中央病院はまだ加入していない、しているのか。

（発言する人あり）

○委員（木内欽市） それとあと、この3万円は患者が負担するんでしょう、分娩料から。

（発言する人あり）

○委員（木内欽市） はい、分かりました。

○委員長（日下昭治） ただいまの木内委員の質疑に答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） 今回の、先ほど木内委員からおっしゃいましたとおり、患者さんが直接負担すればということがあるんですが、今回の制度は、脳性麻痺ということが限定されております。その関係がございまして、分娩料とは別に、患者さんにそのような保険をとる形の場合には、家族に対する影響が非常に大きいだらうということを国が憂慮しておりまして、できたら分娩料に含めた形で、保険の納付をお願いしたいということが今回の制度の発足の要因でございます。

あと、今回の目的にも書いてございますとおり、あくまでも今後は分娩に関する脳性麻痺の予防といいますか、その辺の研究をしたいということも、補償と併せてやっていくということが厚労省の意向だったと思いますので、この辺はよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） 参考までに、事故率はどのぐらいですか、平均で。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） 事故率というよりも、今回の制度の中で、平成21年度は500から800件をひとつ想定しているというような形では伺っております。これは多分脳性麻痺の発症率といたしますか、統計上の問題だと思うんですけども、実際に私どもが聞いておりますのは500件から800件ぐらいを、その辺の今回の保険の対象というように伺っております。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） 件数は分かりましたが、率、何%ぐらいのあれがあるんですか。全部のあれで割り返せばいいんでしょうけれども。分からなければあとでもいいですけども。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） 申し訳ございません、今、手元に資料がないものですからあれなんです、だいたい年間、お子さんは100万人ぐらい生まれますので、そのうちのだいたい500件から800件となりますと、0.05%ぐらいの確率なのかな。非常にざっくりした形で、非常に申し訳ないんですけども、そう思っております。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） ほかに何かございませんでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（日下昭治） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第3号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（日下昭治） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（日下昭治） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

病院契約室長。

○病院契約室長（太田信春） 病院契約室です。よろしく願いいたします。

新本館建設工事の入札につきまして、1点ご報告させていただきたいと思います。

新本館建設工事につきましては、11月11日に入札の公告を行いまして、入札参加を希望する共同企業体の入札参加審査を行い、12月19日の来週の入札に向けての準備を進めていたところです。しかしながら空調設備工事での入札参加資格を認めた1共同企業体から、12月10日付で入札を辞退する旨の入札辞退届が提出されたところです。

このため、空調設備工事につきましては、入札参加資格を有する共同企業体が1共同企業体となったことから、旭市病院事業建設工事に係る一般競争入札の実施に関する規程第10条及び入札公告の12、入札の執行により入札を中止することとしたところでございます。規程及び入札公告では、資格を有すると認めた者が1人の場合には、特別な事情がない限り入札

を取りやめるものとする」と規定されてございます。

今後は残り3件の工事の入札を適正に執行した上で、空調設備工事につきましては、設計内容の見直しの可能性、入札参加資格要件の見直しなどの検討を行いまして、速やかに再入札の手続きを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（日下昭治） ほかはないですね。

それでは、所管事項の報告がございましたので、何かお聞きしたいことがございましたらお願いしたいと思います。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にならぬようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（日下昭治） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時55分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会公営企業常任委員会委員長 日 下 昭 治

建設経済常任委員会

平成20年12月15日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1号 平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

《付託陳情》

陳情第 7号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情

出席委員（6名）

委員長	嶋田 哲 純	副委員長	滑川 公 英
委員	嶋田 茂 樹	委員	平野 浩
委員	林 七 巳	委員	平野 忠 作

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 明智 忠 直

説明のため出席した者（21名）

副市長	鈴木 正 美	商工観光課長	神原 房 雄
農水産課長	堀江 隆 夫	建設課長	米本 壽 一
都市整備課長	島田 和 幸	下水道課長	中野 博 之
農業委員会 事務局 長	小田 雄 治	その他担当 職員	14名

事務局職員出席者

事務局 長	宮本 英 一	事務局 次長	石毛 健 一
-------	--------	--------	--------

主 查 穴 澤 昭 和

開会 午前10時 0分

○委員長（嶋田哲純） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい趣旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんは、そのままお待ちください。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 1分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、明智議長にご出席いただいておりますので、ごあいさつをお願い申し上げます。

○議長（明智忠直） 皆さん、おはようございます。

建設経済常任委員会の委員会ということで、大変お忙しいところご苦労さまでございます。

きょうはだいぶ冷え込んでまいりまして、いよいよ冬本番、そんなような感じがいたしますが、今年も余すところあと半月、本当に1年もあっという間に終わろうとしておりますが、第4回の最後の締めくくりの委員会ということでもあります。付託案件は少ないわけでありませけれども、いろんな報告もあると思います。十分にご審議いただきまして、よろしく願い申し上げたいと思います。

本日、付託されました議案は補正予算議案の1件、そしてまた陳情の1件ということになりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、ごあいさつに代える次第でございます。ご苦労さまでございます。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は建設経済常任委員会ということで、委員の皆様、また明智議長にはご多忙の中、ご出席いただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に執行部のほうからご審議をお願いいたします案件は、議案第1号、平成20年度旭市一般会計補正予算の所管事項分に係るもの1件でございます。執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に簡潔に答弁するよう努めてまいりますので、どうぞよろしくご審議くださいますようお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（嶋田哲純） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての1議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、すみません、農水産課関係の補正予算につきましてご説明させていただきます。

予算書の22ページのほうの歳出のところでご説明させていただきます。22ページのほうをお目通しいただきたいと思っております。

6款農林水産業費、1項農業費、3目の農業振興費につきましてご説明させていただきます。説明欄のほうに順次従いまして、説明させていただきます。

説明欄1の施設園芸燃油高騰対策事業の関係でございます。

1,330万8,000円でございますが、これにつきましては、最近の燃油につきましては、一時期から比べますと大きく下落しておりますけれども、千葉県におきまして、9月の補正予算につきましては原油高騰対策として、施設園芸農家の省エネルギー対策につきましてはの支援策を創設しております。市におきましてもこの事業に取り組み、施設園芸農家への支援をさせていただくものでございます。

具体的内容につきましては、省エネ型暖房機及びヒートポンプの導入につきましては、県が認定農業者には4分の1、3戸以上の生産団体には3分の1以内の補助金を用意していただいております。対象としましては、野菜、花卉、果樹、こういう施設園芸等に取り組みます農業者を対象としております。省エネ型暖房機につきましては、燃油使用料の10%以上を低減する目標、これを掲げる農業者ということになっております。

なお、今回のこの補助事業につきましては、県補助金に併せまして、市町村予算の上乗せ5%をさせていただきまして、認定農業者の施設整備に30%の補助をしたい、そういう内容の補正予算でございます。

なお、県の事業としましては、イチゴの栽培農家、これには今回支援がないということでございます。ただ、本市におきましては、イチゴは県内第1位の実は産出額を誇っている市でございます。県内の実は生産農家としましては、割合としましては産出額28%を占めております。127名がいます、第1の産地というようなことで、この施設園芸、イチゴの農家につきましても、実は市の中におきまして、他の品目と同様に市単独としまして30%の支援を行いたい、そういう中身でございます。

本予算につきましては、28戸の農家で取り組みを今予定させていただいております。省エネ型暖房機につきましては28台、ヒートポンプにつきましては13台を導入する予定でございます。全体事業費につきましては4,661万円、県費補助金につきましては1,033万6,000円を予定しております。なお、市の補助金につきましては、先ほど言いました5%、あるいはイチゴの農家につきましては30%の補助金等で、全体としましては297万2,000円を措置させていただきたいというふうに考えております。なお、イチゴ栽培農家の暖房機につきましては、3台を予定しております。

続きまして、説明欄2の農業活性化推進事業300万円でございます。

本事業につきましては、旭市担い手育成相互支援協議会に補助させていただきまして、農業経営者の研修会及びフォーラム等の開催、あるいは旭市の農水産物等の産地紹介としまし

て見本市、商談会等の開催を予定させていただくものでございます。なお、見本市、商談会開催につきましては、来年2月20日にいいおかユートピアセンターを会場としまして開催したいというふうに、現在計画しております。

なお、本予算につきましては、10ページの歳入にあります16款寄附金にありますように、農業費寄附金を活用するものであり、株式会社ブライトピック千葉のシザワ会長からの寄附を活用させていただきたいという中身でございます。

続きまして、説明欄3の農業経営基盤強化促進事業50万5,000円を説明させていただきます。

本予算につきましては、遊休農地解消対策事業としまして、県補助金25万円を活用させていただきながら、市の予算と一緒にしまして、遊休農地解消対策を実施させていただくものでございます。2005年、平成17年の統計によりますと、市内の農地5,287ヘクタール、そのうちの9.5%、実に505ヘクタールの農地が遊休農地という統計データもございます。こうした中で、本予算を活用しまして、1筆ごとの遊休農地の状況を把握するとともに、すべての農家を対象としました遊休農地の状況を調査、把握等をしてしまして、活用の希望あるいは遊休農地の有無、そういうものを調査させていただきまして、遊休農地解消に向けてのデータ作り等を行いたいという中身でございます。

以上で、農水産課関係の所管の補正予算につきましての説明を終わります。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） ちょっとお聞きしますけれども、22ページの説明欄2ですか、農業活性化推進事業の中で、いいおかユートピアセンターで見本市の商談会が実施されるということなんですけれども、これは市場関係とか大手の食品、例えば大手スーパーとかいろいろあれがあると思いますけれども、どのような内容でこれは実施されるのでしょうか。分かりましたら、よろしくをお願いします。

○委員長（嶋田哲純） 平野忠作委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） ただいまのご質問でございますけれども、2月20日に、会場は飯岡のユートピアセンターを会場としまして、食に関しましての商談会的、あるいは展示会的なものを開催したいというふうに、今計画しております。平成19年につきましては、担い手関係の事業等を活用しまして、野菜を中心としました産地紹介を旭市の黄鶴で実施させていただきましてけれども、今回につきましては、野菜のみならずいろんな食、例えばお米、あるいは今回、水産にも入っていただくということで、水産、それと、やはり食ということで、食の中には花も相通ずるところがあるのかな。花、あるいは今回、畜産もいろんなブランド名の肉あるいは卵等がございます。旭市市内あるいは今回、ちばみどりと一緒にやっていただくということで、銚子、匝瑳にも入っていただきまして、やはり旭市が中心になりますけれども、食を一堂に集めて、産地の紹介をする。

主に来ていただくゲストとしましては、今、委員おっしゃいました市場の方々あるいはスーパー関係の方々、あるいは市内の飲食店を営んでいるの方々、あるいは学校給食等の栄養士の先生方、あるいは従業員関係、そういう食を商売等で使っていただく方々を主にゲストとして呼びたいというふうに考えております。今回、食の紹介と併せまして、セミナーも開催してみようということで、伊藤忠の野菜関係の販売部長にも来ていただきまして、セミナーを開催する予定で考えております。

そんなことで、旭市から食を、産地紹介をしようということで考えています。今、具体的に実行委員会で中身を詰めておりますけれども、最終的にはそういうゲストの方々と分けまして、最後1時間あるいは2時間程度、市民の方にも旭市の食を知っていただくということで、場合によっては即売的な形で、市民の方にも一般的に展示会を開放して見ていただきたいな、そういう思いも今、実行委員会で話が出ております。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（嶋田哲純） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（嶋田哲純） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（嶋田哲純） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告してください。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、所管事業の報告をいたします。

長熊スポーツ公園の整備でございますが、長熊につきましては現在、釣り堀部分の工事を実施しておりまして、これから公園部分の工事に着手できる状況でございます。まず、釣り堀部分でございますけれども、土壌改良後の掘削、盛り土工事が終了しまして、現在は池に水を張りながら、栈橋の敷設を行っている状況でございます。

今後の予定でございますが、年内には栈橋の敷設を終了させまして、へラブナの放流を計画しております。敷設工事の進捗状況でございますが、予定といたしましては、12月19日にへラブナのほうの放流を、第1回をしたいというふうに思っております。年明け1月末までには、予定するへラブナにつきまして放流していきたい。4月からに合わせまして、いきたい。生き物ですので、暖かくなると移動ができませんので、1月中には入れていきたい。こ

のヘラブナの放流に伴いましては、2回の水質検査を実施しておりまして、改良剤による影響がないという結果を得ている状況でございます。

続きまして、公園部分の整備でございますが、11月20日に入札を実施しまして、11月27日に契約を締結してございます。公園部分の具体的な整備内容について申し上げますと、まず、野球場の部分の改修でございますが、バックネットにつきましては、建てかえではなく、ネットの部分の改修を予定しております。新規部分としましては、ダッグアウト2か所、防球ネット及び支柱の新設を予定しております。また、釣り堀側に面した駐車場等の整備のため、レフト側の防球ネットの角度を一部変更いたしまして、それと以前から課題のありました排水処理の問題につきましても、従来は東側の1か所の排水ますにて排水処理をしておりましたけれども、グラウンド全体の排水処理はできず、今までは水が停滞していた状況でございましたので、新たに2か所の排水部分を新設しまして、3か所から排水処理を行うというふうに考えております。

続きまして、ゲートボール場の整備でございますが、従来6面あったゲートボール場を2面として整備しまして、残り4面の部分については芝を張り、グラウンドゴルフ等スポーツ等にも使える形をとりたい。それから釣り大会のときには大勢の方が参加しますので、駐車場も必要だということの中で、駐車場にも使えるように、多目的に利用できるように整備していきたいというふうに思っています。このゲートボール場の整備につきましては、地元、ゲートボールをやっている方等々と協議を行って、了承していただいているところでございます。

それから、駐車場の整備でございますが、従来は管理事務所の前と道路沿いに駐車するというところでございましたけれども、それでは60台から80台前後の駐車場スペースということですので、釣り大会等の際に野球場を開放しての対応をしてきたわけですが、新たに舗装部分の駐車場としまして120台、多目的部分として50台、合わせて170台の駐車ができるという形をとっております。

それから、トイレにつきましては、従来の事務所側に設置してあるトイレの改修をいたします。そのほかに新たに釣り堀側と公園側両方から出入りできるユニバーサルトイレということで、そういったトイレにつきましても設置したい、設置するというふうに考えております。

そのほかの工事といたしましては、公園内の遊具の改修工事、施設全体のフェンスの敷設工事などを実施しまして、3月までの年度内の完成に向け整備してまいります。

この今申し上げた内容につきましては、きょうこれから視察があるということですので、現場で詳しく説明したいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 建設課からの所管事項の報告は、1点にさせていただきたいと思えます。中央病院のアクセス道の用地の購入状況の報告でございます。

中央病院のアクセス道は、東西線と南北線合わせて62名の地権者がおります。東西線は21年度、来年度に完成予定、南北線は22年度、再来年に完成予定、こんな状況でありますけれども、合わせて62名の地権者がおります。既に契約を済んでおりますのは52名、残り10名でございます。この10名の理由、なぜ今の状況なのかということを上申上げたいと思えます。

まず一つ目は、相続で今交渉している。相続の手続を行っているという方が4人です。これが一番多くございます。それから代替地を求められておまして、それを探しているということのものが3人です。それから金額にもうこれは不満だという方が1人います。それからこれは理由としてはどうかと思えますけれども、最後に協力すると、協力しないではない、最後に協力するからなというのが1人です。非常に厳しい、我々にとって非常に厳しい方が1人。これが10名の内訳でございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 農水産課から、2点につきましてご報告等をさせていただきます。

1点目につきましては、お手元の資料の中に燃油・肥料高騰対応緊急対策事業、国の事業でございますけれども、資料に基づきまして説明させていただきます。

ご承知のように、実は国のほうでは補正予算の中で、農業関係につきましてこの燃油・肥料の高騰対策、500億円を確保していただいております。秋口に相当燃油が高くなった、あるいは化学肥料が7月ぐらいからもう高くなっている。そんなことで、緊急に対応する事業でございます。

ここの事業の概要としましては、ここにありますように、施設園芸用の燃油の使用料あるいは化学肥料の施肥料、これを2割以上低減する農業者グループ、農業者ということじゃなくて、農業者のグループということで、国は理解していると。ですから3人程度まとまって

グループをつくっていただいて、そのグループで国に対して申請するということになっております。もちろん申請は、市を経由しまして、県のほうに上げながら、国のほうへ届くということでございます。これらの農業者グループに対しまして、燃料費や肥料の増加分の7割を助成するというものでございます。

イメージ的にはここに上のほうに書いてあります、前年度の燃油費に比べまして、今年は上がったと。上がった分について2割、いろんな努力をするよと。努力というのは、例えばいろんなチェックシートで適切な管理をしたとか、なるべく農業者が使いやすいような形でこの20%削減については、国はご理解していただけるような感じだということで、説明会で聞いております。この2割減らした分についての残りの部分につきまして、70%を国が支援するというものでございます。それと、肥料につきましては、燃油と同じような考え方で2割削減した、そういうものにつきまして、国が残りの分について7割補てんしますということでございます。

問題は、実はこの中段にあります事業内容あるいは注意事項でございます。燃油対策としましては、20年の秋、具体的には本年10月から来年4月までの間に施設園芸に使った燃油で、現在、実は燃油、A重油が、きょうちょっと調べましたら62円というようなことで、相当下がっておるといようなことで聞いています。そんなことで、ここに書いてあります、昨年の基準平均単価が89円20銭ということで、これを下回っておりますので、現実的にはこの制度というのは対応が、今の時点では難しいのかな。ただ、来年になって、急に上がったときに対して準備をしておくよといようなことで、国のほうからも言われています。そんなことで、現時点ではちょっと使えないような制度でありますけれども、89円20銭、これを上回った場合についてはこういう制度があるということでございます。

それと、肥料の対応でございます。化学肥料につきましては、上がったきりで、なかなか下がっておりません。平成20年の肥料年度ということで、本年7月から来年6月、これに化学肥料を購入して、期間内に作付を開始した作物、こういうものの肥料費が該当になります。ただし、今年6月に予約注文しまして、7月、8月にもう入れたよといものは対象にならないということでございます。

もう一つ、この肥料対策の中で、一番農家の方に我々はなかなか説明しづらいんですけども、肥料対策につきましては、お米を作っている農家、水田を所有している農家につきましては、20年の水田の生産調整を達成している者と。あるいはもし達成していなくても、21年の生産調整に達成を確約するという方であれば、これはこの事業に乗れると。逆に言えば、

今年生産調整をやっていない、あるいは来年もやる予定がないよという方は、肥料対策については乗れないということでございます。そんなことで、国のほうでの施策が作られております。

肥料対策につきましては、なるべく早く農業者の方に情報をおつなぎしようということで、既に認定農業者には郵送等で送ってございます。ただ、今回、認定農業者だけでないということですので、すべての農業者の方には概要のチラシ等を送りながら、申請の方法等につきまして詳しく説明させていただきたいというふうに考えております。

また、燃油高騰につきましては、現時点ではちょっと対応がなかなか農業者は難しいだろうと。かといって実は燃油あるいは肥料も、1月末までに申請書、計画書を提出するということになっております。燃油対策につきましては1月末辺りの燃油価格を一つ参考にしながら、適切に農業者の方に、その時期を見計らって指導していきたい。ただ、情報としては流していきたいというふうに考えております。

以上で、燃油あるいは肥料の高騰対策につきましては資料に基づいての説明を終わります。

もう1点、資料等はございませんけれども、実は資金面での関係でございます。

平成21年度まで、スーパーL資金、公庫資金等が実は現在、無利子になっております。個人で1億円、法人で3億円。すべて個人1億円、法人3億円まで無利子化ということであったわけですが、今回、使う方が相当多くなってきた。無利子枠も、実は底をついてきました。そんな形で、ここの無利子枠につきましては国庫の補助事業、この補助事業を使った補助金残については、実は無利子化資金の対象外というふうな措置をこの秋からとらせていただきたいと。

要は国の補助金が出たものの残りについては、利子をいただきながら、今までどおり融資はしますけれども、利子が付いてくるということでございます。ただ、11月までに貸し付け実行された、あるいは決定された方についてはこのまま無利子でいきますけれども、今後については国の補助金を使うと無利子資金が使えないという、そういう形になる。ただ、融資は今までどおり行います。

それと、もう1点、農林漁業のセーフティーネット資金というようなことで、やはり公庫資金の中で、今、肥料の高騰、いろんな資材が高騰しております。そんなことで、平成20年11月から21年3月まで、この間に借り入れたものにつきましては300万円まで、これを上限としまして、実質無利子資金を公庫のほうで融資をしております。いろんな中身等もありますけれども、国のほうでは300万円以下、あるいは畜産経営等につきましては300万円では

ちょっとどうだいというのがあります。そういうことで、実は畜産経営等につきましては、年間の経営費の12分の3、3か月分の金額、そういうものにつきまして、実は融資をするという制度もございます。そんなことで、資金面につきましても、農業者の支援をバックアップしていきたい、そういうふうを考えております。

農水産課からは以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございました。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 下水道課からは、今年度の工事の執行状況につきましてご報告いたします。

今年度に予定いたしました、二袋地先2.6ヘクタールの面整備工事及び昨年度に面整備工事を行いました東町・網戸地先の道路舗装の本復旧工事につきましては、すべて発注済みでありまして、現在、工期内の完成を目指して工事中であります。いずれも年度内に完成予定であります。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございました。

ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 何点かお聞きしたいと思います。

最初に、長熊ですけれども、12月19日からヘラブナの放流が始まる。1月中に終わると言っていますけれども、実際にはどのくらいのトン数で、何回ぐらいに分けてやるのか。

それと、建設課については、10月に何か入札中止になったということを聞いておりますけれども、その経過と結果と、その後どうなっておるか、この2点をお聞きしたいと思います。

あと、農水につきましては、この前、9月議会にも申し上げたんですけれども、今回、10月から融資につきまして、日本政策金融公庫ということになって、そのときに信用と、能力と、それから施設担保でこれからは融資を行うというような方向で答弁をいただきました。そして私も、担当の課長と係の方が家へ見えられまして、今後ともそういうことをやっていくということで明言されておりますので、それに対して農水としては、旭市の農業者に対し

てはどのようにアピールしていくのか。黙っていたら、多分、担保がなかったら借りられないと思っている方がほとんどだと思うんです。その辺のことをどうするのかの三つについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） 滑川公英委員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 長熊へ放流するヘラブナの総量ですが、これにつきましては15トンを用意しております。先ほども申し上げましたが、12月19日に1回目という話をしました。本来であれば12月19日に4トンを入れる予定でありましたけれども、実はこれは、先ほど言いましたけれども、生き物ですので、業者についても、網を上げてみないとどれだけのものがあるか分からないという現状の中で、12月19日に4トンは難しいということの中で、12月24日にもう一度入れて、2回で4トンというふうになってきております。ですから1月末までに残り11トンを入れるわけですけれども、そういった生き物で難しい面もあるなどというふうに思っております。

○委員長（嶋田哲純） 次に、お願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 委員の質問でありますけれども、日本政策金融公庫に今回なりまして、先ほど言いましたように、非常に公庫は担保を重要視いたします。国の金融機関でありますけれども、やはり担保というのは、これは第一だと。ただ、規模拡大していく上で、担保がないというと、これはなかなか規模拡大の障害になるという部分も、おっしゃるようにあります。

そんなことで、我々は前回の答弁をさせていただいた中で、今回、萬力Ⅱ期地区で大きな事業等やりまして、最初からもう担保がないなどというのは、我々も承知しておりました。そんな中で、金融公庫につきましては、今回設置した施設も担保にとっていただきたい。例えば、ビニールハウスも担保にとっていただきたい。ただ、なかなかそういうものというのは金額が少ないわけですけれども、そういうことと合わせまして、どうしてもない部分については、ひとつ経営者の能力の部分についてもということ。

ただ、どれだけ能力をとったかどうかは、我々もちょっと理解しにくいですが、これらにつきましては、委員言うように、一般の農業者に対してもということ、十分承知しております。研修の中で、場合によっては我々から、担保がなくても金融公庫は貸せますよという表現は、ちょっとなかなかしづらいんですけれども、例えば農業者の方から、研修会の

中で聞いていただいて、逆にこういう事例がありましたと。ぜひ我々は農業者の方に、担保がないけれども、おれを信用してくれよという、そういう自分を自己アピール等をするものも、資金を借りる際に実は必要になってきております。

そんなことで、何回か資金サイド、どういう形で貸せるかどうかを審査するか、その部分について農業者に研修してくださいよということで、公庫の方にもお話をさせていただいた経過等もございます。そういう研修の中で、うまい表現で、こういう事例もあったという、そういうあったということを認定農業者の方に説明しながら、公庫との融資関係について積極的に進めていきたい、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

続いて、建設課長。

○建設課長（米本壽一） 10月、入札中止と、この件につきましてです。

これは、結果的には入札が終わりました。業者も決定いたしました。経過を申し上げます。10月の中止の理由は、これは談合情報があったと。談合情報がありまして、それを調査します。調査しまして、今度は同じエリアの中で同じメンバーで入札をやるということはありませんで、今度はエリアを拡大しまして、再び入札をやる。それで業者を決めた、こんな状況であります。もう一度言いますけれども、今現在はもう業者が決定してございます。

これは聞かれていませんけれども、参考なんですけれども、そのあとにでも、やはり中止が2件ありました。これは、一般競争入札で1社だけしか応札がなかったということの2件もありました。これは12月8日に1件は決定しまして、もう1件は最近の入札でありましたので、来月の入札ということになります。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ほかに質問ございませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 農水のほうですけれども、先ほどの金融のことなんですけれども、9月の答弁よりだいぶ引っ込んでいると思うんです。今、千葉県担当はコバヤシ課長とトリゴエさんという方ですけれども、本当にそれで千葉県でやっていただけますかというお話をしたら、今までも千葉県でやっている。だから、萬力Ⅱ区だけが特別ではないというような答えをいただいたんです。そういうことであれば、今言っていることは、ちょっと課長、逃げているんじゃないの。もうちょっと積極的に、本当に困っているんですよ。我々も10年以上も前からそういうことで、担保がないから駄目だと、そういうことは何人もいます。

ところが、今回うれしいことに、信用担保と施設担保ということで、こんなうれしいことはないんで、やはりそれは萬力Ⅱ区の中だけで占めてもらっては困るんです。やはり旭市全域に言ってもらったって構いませんから、それは、はっきり言って。ないしょではないんですよ、これはもう。既に課長が来て、担当者が来て、私にもそういう説明はしておりますから。アピールしてもらっても結構じゃないですか。突っ込んでいったら、千葉県では今までもやっていますというような答えですから。でも、実際にはここ数年だと思えます。そういう農業者というのは、ほとんど今までの全部け飛ばされているから、分かっていないのが現状ですから。もうちょっとはっきり、今度政策金融公庫がそういうことになりましたということで、アピールしていただきたいんです。

だって、実際には担保がないというのは、100万円とか200万円の金額じゃないんですから。何千万の単位になっているわけですから。それがないと苦しんでいるのは、もし規模拡大したくてもできないというのが今の農業者なんです。そういうことであれば、もうちょっと公明正大にアナウンスしていただきたいというのが私の考えなんです。ぜひお願いしたいと思います。くどいようですが。

○委員長（嶋田哲純） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、委員言われましたように、もっともかと思えます。ただ、9月よりもちょっと発言が引っ込んだなという。実は言いたいのは、例えばこういう我々もペーパーを認定農業者、このスーパーL資金というのは認定農業者しか借りられません。そういう認定農業者の方に、絶えず実は資金情報というようなことで、チラシ等も送らせていただきます。この中に担保がなくてもいいよという、そういう文書は実は書けませんという、そういうことをご理解いただきたいと思えます。ただし、担保が必要だよと、そういうことも書きません。

というのは、担保がなくてもいいですよとやっちゃうと、融資して、逆に経営が悪くなるという方がいるわけなんです。公庫の職員とよく話をするんですけども、農業者の方が必要だからといって、むやみやたらに全部貸しちゃうと、逆に資金が経営を圧迫するという部分がございます。

そういうことで、審査会の中には我がほうの職員も入っていますので、そういう経営内容等を見ながら、担保がなくても、やはり規模拡大には、担保というのはない方もなかなか規模拡大を達成できませんので、そこについては今、委員言いましたように、研修会等の中で

資金借入れの実例というような中で、農業者の方に、担保がないとってあきらめないでということちょっと周知していきたいというふうに考えています。今言われた中身につきまして、ちょっと説明にならないかと思えますけれども。

○委員長（嶋田哲純） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 誤解しないでください。担保がないんじゃないんです。担保が全然不足しているということなんです。担保がない農家はないと思うんです。担保があるけれども、担保が不足している人には貸し出しできませんよというのが今までの流れだったんですけども、今回、萬力Ⅱ区をやって、課長なんかが努力してやっていただいたことによって、多分担保不足については信用保証もしましょうよと。本来の金融の目的である信用保証、しましょうよ、そのほかに施設担保もとりましょうよという話ですから、私はないと言っているんじゃない。足りないと言っているんです、現実には。足りないけれども、貸しましょうよというのを明確に課長が答えているわけですから、窓口のトリゴエさんだけじゃないんですから、その辺はやはり腰を引いていないで、多分スーパーLですけども、やはり認定農業者の方に、はっきりとそういうことは打ち出してほしいと言っているんです。

○委員長（嶋田哲純） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 確かに今、千葉県はこの農林漁業金融公庫から引き継ぎまして、政策金融公庫になりまして、農業関係の拠点長が実は千葉の支店長に就任しています。それだけ実は千葉県は借入金額が多かったと。特に多いのはこの海匝地域。特に海匝地域で多いのはこの旭市というようなことで、公庫も旭市のほうに目を向いていただきまして、月2回の資金相談等をしております。

今、委員言われましたように、ちょっと私は表現的には悪かったかもしれませんが、担保が不足していて、どうしても借りられない、そういう部分につきましては、今言われましたように、ちょっとその辺のPRをさせていただく。具体的にどういうふうにするかというのは、紙に書いて全部渡すのか、その辺は公庫との関係もあります。その辺はちょっと答えを控えさせていただきますけれども、なるべく多くの農業者の方に、担保が足りないからとって、この無利子資金をあきらめないでという部分で、それは農業者への指導等をしていきたいというふうに考えています。

さらに、今、政策金融公庫のほうから提案ありまして、どうも農地を買う方が、なかなか政策金融公庫のお金を借りていない実例が多いということなんです。調べてみますと、高い

金利を借りているとか、あるいは農機具等によりますと、いろんな販売会社のローン等を借りている。そんなことについても、農地取得あるいは農機具の取得についても、公庫とうまくいい関係で農業者への支援ができたかなということで、現在、ちょっと二つの資金については、なるべく旭市から発信して、農業者が借りやすくする。委員言いましたように、今、担保が足りないから借り入れできないとか、あるいは公庫資金は遅いとかいろいろあります。その辺問題解決におきまして、努力してまいりたいと思います。

以上です。

(「よろしくをお願いします」の声あり)

○委員長(嶋田哲純) ほかにありませんか。

平野浩委員。

○委員(平野 浩) 建設課のほうに伺いたいと思うんですけども、アクセス道ですけども、東西線は見たとおり、もうほとんどできたような感じですけども、契約が10名ということで、契約されていないのはどちらなのか。あと、非常に厳しいとか、最後に協力するかといろいろあるようですけども、これから先どのような、その方々に対して対応していくつもりなのかどうか、その辺をお願いします。

○委員長(嶋田哲純) 平野浩委員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長(米本壽一) 10名のうち東西線何名、南北線何名、また、厳しいだとかそういう方をどう対応かというご質問でございます。

東西線が4人おります。南北線は6人、こんな状況であります。それぞれでございますけれども、東西線はもうほとんど終わっているようには見えますけれども、相続関係でここに3人。それと厳しいと先ほど私は言いましたけれども、厳しい方も、これはまだ間に合いますので、とにかく何度も誠意を持ってお願いに行く。こういう手段でいこうと思っております。最後の方は、これは最後に協力するという方は、信じています。きっとやってくれるだろうと信じていますので、この辺のところは。

ただ、一番困るのが金額不足なんです。これは市の事業としては金額を、周りの人は契約済んで、買っちゃっていますので、おたくだけ加えますよということは、これはもう不可能です。それはずっと言わさせてもらっています。むしろこういう方のほうがちょっときついなという気はしています。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（嶋田哲純） 次に、陳情の審査を行います。

商工観光課以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時47分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る12月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第7号、「協同労働の協働組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情の1件であります。

それでは、陳情第7号について審査に入ります。

初めに、商工観光課より参考意見がありましたら、お願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 現在は経済情勢の変動によりまして、労働環境も大きく変化しております。働きたくても働けない人々が増加しておりまして、そのためにまた、フリーターやワーキングプア等が大きな社会問題になっているわけでございます。そのような中で、フリーターやワーキングプア等を含めて、働く人が新しい働き方を求めているという部分が、今回の協同労働の協働組合という団体をつくりながら、自分たちで働きやすい職場をつくっていくという部分でございます。これにつきましては雇用の促進という意味合いからも、必要な状況下であるのではないかなというふうに感じております。

働いても収入が少ないワーキングプアや、既に退職した高齢者などが働くための受け皿と

ということにもなるという期待もしております。そういうことにおいては法的根拠を明確にするというものですので、貧困対策としても今後の取り組みが注目されるということも、新聞などでも報道されております。

このような中で、働く人がともに出資し、全員参加で経営にかかわる協同労働の制度、国においても超党派の議員連名が立ち上がって、法制化の検討が始まっているということでもあります。労働や雇用の問題につきましては、国の責任において実施するものでありますけれども、現在、NPO法人、それからこういった協同労働の協同組合という、こういった形の働き方があってもいいのではないかなというふうに、担当課としては考えております。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございました。

それでは、審査をお願いいたします。

何かございませんか。

平野浩委員。

○委員（平野 浩） 旭市議会の議員の皆様ということで、意見書採択のお願いというこういう文書をいただいて、また資料も何部か拝見させていただいた中で、少しお聞きしたいと思います。

現在の市内での活動状況、活動実態についてはあるのかなのか。また、あるとしたら何団体くらい、旭市内であるのか。それとワーカーズコープですか、それとワーカーズコレクティブとはどういう意味なのか。コープということであれば生活協同組合とか、コレクティブ、イズムとかになりますと、思想的な何か意味も関連してくるのかなというような感じもするもので、よく理解したほうがいいのかと思いますので、ひとつお願いします。

○委員長（嶋田哲純） 平野浩委員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） この問題につきましては、陳情が上がってきて初めてうちのほうも勉強したという部分もございます、はっきり言って。市内にこういった協同のというか、そういう仕事というのがあるのかということについては把握しておりません。

それから、言葉の意味ですが、ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブという部分ですが、ワーカーズコープにつきましては、失業者や中高年齢者が公園緑化や病院清掃業務などで働けるようにする事業団から始まり、介護・福祉関連、建物管理、環境緑化、食、農業関係、幅広い分野で活躍しているという部分で、事業規模としては組合員4万人以上、事業

高は年215億円となっております。これはあくまでもインターネット等々の中で調べたものでございますので、あとは資料という部分でございます。

ワーカーズコレクティブという部分につきましては、生協活動にかかわっている専業主婦たちの配食サービスから始まりまして、家事、介護生活支援、子育て支援、託児、塾、生協業務委託で活動しているということで、事業規模は580団体、事業高は年127億円というふうになっております。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、陳情第7号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。執行部は退席してください。大変ご苦勞さまでございました。11時までということで、休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時 0分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（嶋田哲純） 次に、討論を省略して採決を行います。

陳情第7号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、本陳情は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(嶋田哲純) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

意見書案の説明

○委員長(嶋田哲純) 続きまして、ただいま採択と決しました陳情が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備いたしたいと思えます。

事務局、意見書案を配布してください。

(意見書案配布)

○委員長(嶋田哲純) それでは、陳情第7号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(宮本英一) それでは、陳情第7号の意見書案についてご説明いたします。座ったままで説明させていただきます。

お手元に配布してございます、「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書案をご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書(案)

現在の日本社会は年金・医療・福祉などの基本的な社会制度が疲弊し、さらに国際競争などで、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負(派遣)」など、労働の商品化が広がり、新たな貧困層が生まれ社会問題となっています。

このようななか、「地域問題は、みずから地域で解決しよう」と様々な団体が、住みやすい地域社会の実現を目指し活動しています。これらのひとつである協同労働の協同組合は、働くことを通じて、人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす活動を続け

ています。

この協同労働の協同組合は、働くものが出資し合い、全員参加の経営で、仕事を行う組織であります。国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など、協同労働という新しい働き方を求めている団体や人々を含めると10万人以上存在すると言われております。

しかし、根拠法がないなど、まだまだ社会的理解が低く、これらの活動をさらに活発にしていくためには、法制度を引き続き整備していく必要があります。

世界の主要国では、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮し合う新しい働き方＝労働者協同組合についての法制度が整備されています。

だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方と、これに基づく協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を拓くものです。

上記理由により、国において、社会の実情を踏まえ、「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月19日、千葉県旭市議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、経済産業大臣あてでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 事務局の説明は終わりました。

それではご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようでございますので、陳情第7号の「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（嶋田哲純） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進

めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したい
と思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時 7分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 嶋田哲純

文教福祉常任委員会

平成20年12月16日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1号 平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 2号 平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第 9号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（6名）

委員長	柴田 徹也	副委員長	景山 岩三郎
委員	神子 功	委員	林 一雄
委員	向後 悦世	委員	伊藤 保

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 明智 忠直

説明のため出席した者（28名）

教育長	米本 弥栄子	環境課長	平野 修司
保険年金課長	増田 富雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在田 豊	高齢者福祉課長	横山 秀喜
庶務課長	浪川 敏夫	学校教育課長	及川 博
生涯学習課長	花香 寛源	国体推進室長	高野 晃雄
その他担当職員	18名		

事務局職員出席者

事務局長 宮本英一
主 査 穴澤昭和

事務局次長 石毛健一

開会 午前10時 0分

○委員長（柴田徹也） おはようございます。

本年ももう残り半月となりまして、大変年末のお忙しい中、きょうは文教福祉常任委員会ということで、ご苦労さまでございます。どうぞこの後、慎重審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願ひます。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願ひます。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前10時 2分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 2分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、明智議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（明智忠直） おはようございます。

年の瀬、正月間近に迫ってまいりまして、今、委員長からも申し上げましたように、大変慌ただしい季節になってまいりました。

きのうきょうとテレビのニュースなどで大きく報道されておりましたが、非正規職員、そしてまた派遣職員の手・中小企業、いろんな部分で整理削減の真ただ中に、そんなような感じをニュースで報道もされておりました。そんな面で我々議員も本当にそういった今の経済状況を把握しながら、これから市民のために働いていかなければと、改めてそんなように私自身感じた次第でございます。

そういう中でありますけれども、文教福祉常任委員会、本年度第4回の定例議会ということで、その事前の審査ということでもあります。大変お忙しい中で委員の皆さん方には本当にご苦労さまでございます。

付託された案件は議案3件ということでもあります。また、その後の報告もあります。最後の文教福祉常任委員会ということでもありますので、慎重審議の上にもよろしくお願いを申し上げ、市民のために、これからもひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、執行部の皆さん方には本当にお忙しい中、説明、いろんな面でご協力いただきますことを心からお礼を申し上げ、簡単でございますがあいさつに代える次第でございます。ご苦労さまでございます。よろしくお祈りします。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥栄子） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表してごあいさつ申し上げます。

委員の皆様には、師走の大変ご多忙の中をご出席いただきまして、ありがとうございます。また、日ごろよりいろいろな面で、ご指導、ご支援を賜っておりますこと、心より御礼申し上げます。

本日は、議会より付託されました3議案、議案第1号中の所管事項、議案第2号、議案第9号の3議案についてのご審議をお願いすることになっております。質問には簡潔に答弁するよう努めてまいりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。よろしくお祈りします。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（柴田徹也） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2

号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第9号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第1号、平成20年度旭市一般会計補正予算の、社会福祉課の関係する部分についてご説明を申し上げます。

歳出からご説明を申し上げます。まず補正予算書の16ページをお願いしたいと思います。

3款民生費、1項2目障害者福祉費、20節扶助費、説明欄1から5でございますけれども、これらは基本的には財政課長が本会議で申し上げましたように、利用者と利用量、これはボリュームの量ですが、それらの増によりまして扶助費が不足する分の増額補正でございます。

順を追ってご説明申し上げますと、説明欄1の特別障害者福祉手当494万2,000円の増でございますが、これは転入者及び新規の手帳の取得者、これらの増によるものです。

それから説明欄2、中度心身障害者（児）医療扶助費150万3,000円の増でございますが、これにつきましては、2か年分さかのぼりの高額申請がございました。この関係で増額となっております。

それから説明欄3、重度心身障害者（児）医療扶助費の161万2,000円の増でございますが、これは所得制限でこの制度に該当しなかった方、このような方の中で20年4月から後期高齢者医療制度が始まりまして、世帯の保険証が高齢者と別々になりまして、所得制限算定区分が緩和されたことによりまして本制度の対象者の増、これらによるものでございます。

それから説明欄4の福祉タクシー利用助成事業の227万4,000円の増でございますが、これは交付枚数に対します利用率、これが当初の見込みよりも増加したことにより不足となりますので、今回補正をさせていただきます。

それから説明欄5、自立支援給付事業3,127万7,000円の増でございますが、それぞれの福祉サービスを精査したことによるものです。これらの中で特に大きく増減となる部分ですが、まず生活・療養介護給付費、これで3,288万1,000円と大幅な増額となっておりますが、入所施設1か所が自立支援法による新体系へ移行したことによりまして、入所者が日中、生活・療養介護サービスを利用することになったことと、それから既存の事業所での新規利用者が増となったことによるものでございます。また、短期入所給付で538万5,000円の減となって

おりますが、これは短期入所から施設入所、これらへ移行したことによる利用者の減が主な要因となっております。

続きまして、19ページをお願いしたいと思います。

3項児童福祉費、4目保育所費、説明欄2の保育所施設改修事業で保育所改修工事請負費に2,337万3,000円、そしてまた委託料に63万6,000円を増額補正させていただきましたが、国の緊急経済対策に関連しまして、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金制度という国の補正予算を見込んで計上させていただくものでございます。具体的には、とみうら保育所の耐震補強工事と併せまして改修工事を実施するための工事請負費と監理委託料ということでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてでございますが、9ページをお願いしたいと思います。

真ん中になりますけれども、これは障害者福祉に対します国・県の負担分ということで、真ん中が国の負担分でございますが、13款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費国庫負担金1,934万3,000円、これはそれぞれ負担割合に基づいて歳入を見込んでございます。

それから10ページをお願いしたいと思うんですが、一番上の14款県負担金、1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費県負担金781万8,000円と、次の欄の2項県補助金、2目民生費県補助金の1節社会福祉費県補助金80万6,000円につきましても、それぞれの割合で計上させていただきます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 高齢者福祉課のほうから関係する部分についてご説明申し上げます。

歳入のほうになります。9ページお願いします。

9ページの13款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金です。4節の老人福祉費国庫補助金の中で説明欄の介護保険事業費補助金176万4,000円。この歳入ですが、21年度から介護認定の改正がされる予定になっています。そのための電算システムの改修費、補助率が2分の1ということになっています。歳出のほうにつきましては、2款1項8目の電子計算費のほうへ充当している事業でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

一番下の17款繰入金、1項特別会計繰入金、この1節のほうで介護保険事業特別会計繰入

金1,898万4,000円、この金額ですが、2号議案のほうの介護保険会計のほうの補正予算のほうでご説明いたしますが、19年度の決算確定によりまして給付費の精算分、この一般会計のほうへ返還する分を歳入のほうに計上しました。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは環境課のほうからです。

歳出です。20ページになります。

4款衛生費、1項4目環境衛生費の説明欄2番、合併処理浄化槽設置促進事業の関係でございます。金額的には208万6,000円。これについては、本会議で財政課長、申請増という形で説明してございますけれども、もう少し具体的にお話ししたいと思います。

この申請増の関係、7基申請増を見込んでおります。その中で転換分でございます。単独転換とくみ取り転換、両方とも補助事業でございまして、その基数が7基という形で補正を計上いたしました。この合併浄化槽については、歳入のほうがありまして、国・県・市という形で基本的には3分の1ずつのルールでやっております。

歳入のほうにいきますけれども、9ページです。

これは国のほうの関係、9ページ一番下のほう、13款国庫支出金、2項3目衛生費国庫補助金、金額29万5,000円。これは循環型社会形成推進交付金ということで、先ほど7基分の3分の1を国のほうから交付金という形で見込みました。

次に10ページになります。次のページです。

これは県の支出金の関係です。14款県支出金、2項3目衛生費県補助金のうち、1、2が該当になります。1が生活排水対策浄化槽推進事業費補助金31万9,000円で、2番目が県補助金、これは転換分ということです。1番目がこれは国と同じルール分で3分の1、補助率が3分の1でございます。2番目がこれは国がございまして、県単独ということで県が2分の1、市が2分の1という形で入ってきますので、56万5,000円という形になります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、教育委員会庶務課所管の予算補正につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算書の26ページでございます。

一番下の段でございまして、10款2項1目学校管理費の説明欄1番、矢指小学校改築事業

1,100万円の追加でございます。これにつきましては、用地取得に伴う物件補償費等ございまして、ビニールハウスの暖房設備、埋め立て及びこの柵渠の補償、また作物一作分の所得補償を追加しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、学校教育課所管の部分についての補足説明をさせていただきます。

29ページをご覧いただきたいと思います。

5項3目学校給食費、説明欄2をご覧いただきたいと思います。

説明欄2の第一学校給食センター管理費は、機械等の修繕に150万円の補正をお願いするものであります。第一給食センターでは、建設してから8年が経過し、設備・機械等の老朽化が目立ち始めており、特にボイラー関係では高温の蒸気配管等の破損が頻繁に発生しており、これらの修繕について補正をお願いするものであります。

続いて、説明欄3をご覧いただきたいと思います。

第一学校給食センター運営費のうち、賃金に96万9,000円の補正をお願いするものであります。第一給食センターでは、職員1名が5月下旬から休暇を取得しその後に異動し、さらに職員1名が6月末に退職したため、その補充人員としてパート調理員2名分の賃金の補正をお願いするものであります。

続いて、説明欄4をご覧いただきたいと思います。

説明欄4の第二学校給食センター運営費は、重油の高騰に伴う燃料費173万7,000円を追加計上するものであります。年明けから重油の価格が著しく高騰し、現在、年度前半で当初予算の6割を支出している状況であります。最近は価格も下がり気味で安定しそうな推移でありますけれども、前半の単価高騰の影響が大きく、年度を通して不足する額について補正をお願いするものであります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、生涯学習課の関係部分の補足説明をいたします。

11ページをご覧になっていただきたいと思います。一番上段でございます。

6目教育費寄附金の説明欄1番、社会教育費寄附金300万円でございます。この社会教育費寄附金は、本年9月1日に、旭市新町在住でありますシマダヒロヨシ氏より300万円の篤

志寄附をいただいたことにより計上するものでございます。この寄附は、文化財保護、特に大原幽学関連の文化財保護ということであっていただいているところでございます。

今回、併せて歳出も計上しておりまして、28ページをご覧になっていただきたいと思います。

12目大原幽学記念館費の説明欄2番、大原幽学記念館管理費300万円でございます。13節委託料に文化財修復委託料として300万円計上したところでございます。これは、大原幽学関連ということで、幽学関連の貴重な書画について、長年の劣化により損傷が著しいものを修復することといたしました。主に考えているものは、大原幽学の肖像画や旧宅などにかけていた書などで、修復後は幽学記念館において記念展を開催することを予定しているところでございます。

なお、この予算提出に当たりましては、学識経験者等で構成されます旭市文化財審議会にはかり、ご理解をいただいているものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） おはようございます。ご苦労さまでございます。

それでは、議案第1号の一般会計補正に関係いたします所管についてご質疑申し上げます。

今回の補正につきましては、大まかに給与費の増減ということがありましたので、それを見直すというのが一つ。それから今、ご説明いただきましたように各事業についての変化があったものについての増減ということで補正が組まれたものと判断いたしております。

そこで、1点目ですが、所管の給与費の関係で増になったもの、それから減になったもの、当初予算と同じ状態のものもありますけれども、この増減について簡単で結構ですから、それぞれ所管の理由について、教育委員会でもかなり人数的に減っているところもありますし、福祉関係でもございますので、簡単で結構ですから、その内容をお示しいただければと思います。

それでは、次に、ページを追ってご質疑申し上げます。

歳出でご質疑申し上げます。

16ページからになります。ただいま担当課長のほうから説明をいただきましたが、扶助費の関係で5事業について説明がございました。例えば、説明欄の中の1、特別障害者手当

等給付事業については転入者がいたんだということで説明がありましたし、2番目の中度の心身障害者（児）医療費の助成事業については、これについては2か年についての伴う申請ということが発生したという内容だったと思います。

そこで、説明の1から5までのそれぞれ当初予算で見込んでいた人数と、それから今回補正をいたしますところの人数、こういったものがどういうふうに変化したのかどうか、ご説明というか数字的にそれぞれ扶助費の関係でお願いをしたいと思います。1から5までです。

特に自立支援給付事業につきましては、生活・療養介護給付費、これが3,288万円ということで、当初から比べると、当初もかなり給付費が額的に多いわけですが、それをさらに上回ったという説明がありましたが、ここでは入所の自立支援の体系が違ったこととかという説明がございましたが、もう少し詳しくご説明いただければありがたいと思います。なお、この額的には、人数的にこれを受ける方々が少数なのかどうかということも含めてご説明をいただきたいと思います。

19ページですが、民生費の保育所費。これについて保育所の施設改修事業の今、説明がございました。とみうら保育所の関係で改修を行うということですが、これについては、国の緊急対策ということで交付金の制度の関係の補正を見込んだということですが、見込んでその予算がつけばいいんですが、つかない可能性もあるのではないかなというふうに懸念されるものです。

そういったことで、もしもこの予算が国のほうから交付金が来ない場合にはどのような対応をしていこうというふうに考えているのかどうか。当然、改修工事を行いますので、この改修工事については、耐震診断に基づき、どういったことをしていくのかどうかという内容も含めてお願いいたしたいと思います。

今回は、耐震診断のあとのそれぞれ同じような状況のものが、中央第一とか中央第三とかありますが、それらについてはどうなのかどうか。今後の対応も含めてお願いをしたいと思います。

26ページになりますが、教育費の関係の学校管理費。ただいま説明をいただきました、矢指小学校改築工事、用地の工事の関係でございますけれども、これいろいろとこれまでも説明をいただきましたが1,100万円の補正が組まれております。これについては当初お考えになっていたと思いますけれども、それが見込みと考えたときにほぼ同程度のものを想定していたものがこの1,100万円だったのかどうかということの確認だけで結構ですから、ご説明をいただきたいと思います。

29ページの教育費の中の学校給食費。ただいま説明をいただきましたが、第一学校給食センターについては、8年を経過して老朽化が見られるような状況になったと。特にボイラー関係がひどいというご説明がありましたが、今回150万円で補正をするわけでございますけれども、第一学校給食センターについてはそのほか老朽化に伴って、今後、施設の関係で修繕とかいうことをしていくような状況というのは、そのほかどのようなことが考えられるのかどうか、その辺お伺いをいたしたいと思います。

以上、お願いをいたしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、第一番目の質問、所管の給与等について増減の内容をということでしたが、これにつきましては、市全体の中で当初予算と人事異動等そういうものを総合勘案しまして、市全体の中でしているものでございますので、各課ということとはちょっと、各課でのものではございませんので、ご了解をいただきたいと思います。

○委員長（柴田徹也） これだけ、先にやるということですね。

神子委員。

○委員（神子 功） 一番初めにご質疑申し上げましたが、今、教育長のほうからお話をいただきました。と言いますのは、例えば10名予定していたのが同じ人数で今回出ているものと、それから1名減とか1名増とか、例えば29ページにありますように、給食センターの関係職員の給与費については、当初29名、予算的に計上していたものが32名と増えております。そうすると、必要性があつてこのようになったのかどうかというふうに、我々議員としては必要性があつて増員したんだというふうに考えるわけです。したがって、全体的に、今、教育長が言われましたように、全体的に総務のほうで云々ということと言われましても、その辺が理解できないものですから、いわゆる民生と教育関係とか、我々文教福祉に関係する職員の方々がどのような状況なのかどうかということ把握したいというためにご質問させてもらいました。

ですから、当初はそういうことでスタートしておりましたが、給与関係については増減があるということで、その現場なり事務をされる方々が必要に応じて減っていればいいですよ、仕事の量がそれで賄えるという。それから、現場部門で、特に給食センターの関係については、先ほども説明がありましたけれども、第一学校給食センターについては、職員の方がおやめになったりして2名その賃金を補てんしているという、そういったこともありま

すので、そういうことで全体的には分かりますけれども、各所管の関係でどうなのかなというふうに思ったものですから、質疑をさせてもらいました。分かることがあれば、ご説明いただきたいという内容です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（米本弥栄子） それじゃ、あれですか。ここの教育委員会の給食センター関係についてということ……。

○委員長（柴田徹也） 神子委員、もう一度説明をお願いします。

○委員（神子 功） 恐れ入ります。当初予算がありまして、それでずっと推移していけばいいんですけども、途中、当初で見込んだものがこれを補正を見ますと、今回たまたま人件費というような位置付けのもとに、人数が当初よりも減っているものと増えているものと、増えているものも1人や2人じゃなくて、今の一例を挙げまして、29ページにある給食センター関係職員の給与費については当初29名から32名に3名増という、そういった状況があるわけです。我々議員としては分からないんです、現場がどうなのかどうか。

したがって、変なことを聞くんじゃなくて特に文教福祉というのは、人の手をかりなければしょうがないということがあるでしょう、事務的に。だから現場として、給食センターについては人手が必要だということを考えると、増員でもおかしくないと思うわけです。でも、その理由が分からないと判断できないものですから。

ちなみに、ちょっとじゃ、申し上げますか。所管の民生費では、社会福祉総務費はそのままですね。国民年金給与費の関係の方もそのまま。民生費の老人福祉総務費は当初8人で1名増となっているんです。それから、介護保険費は、介護保険事業特別会計職員給与費は当初14人が13人に1名減になっている、こういう状況もあるわけです。したがって、その理由が簡単に分かればいいんですが、そこで変化があったものについて、簡単で結構ですから理由をお示しいただければというふうに、そういう質問です。

○委員長（柴田徹也） これは教育費だけじゃなくて、みんな当初から変わっているものに対してみんなちょっとお答えいただきたいということですから、もしその点が時間がかかるようでしたら、これは調べておいていただいて、あとでもいいじゃないでしょうか。

分かります、すぐに。分かれば。

先に、教育長、どうぞ。

○教育長（米本弥栄子） ですから、給与費というよりもその変わった内容ということですよ

ね。その増減の理由ね、変わった理由ということですよ。

○委員長（柴田徹也） 何で増えているのかと。

○教育長（米本弥栄子） 分かりました。

○委員長（柴田徹也） その件については、ちょっと各課ごとにお調べいただきたいと思えます。後ほどご答弁願います。

すぐに出ますか。

それでは、健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） うちのほうは20ページ、保健衛生総務費の給与、これはたしか昨年32名だったはずなんです、1名増員というのは、管理栄養士を今年から基本健診が今度、特定健診ということで制度が変わりましたが、保健指導については健康管理課で所管しますので、その方を1名採用しているということでございます。金額の減は主査とか退職が、副主幹がやめましたので……

（発言する人あり）

○委員長（柴田徹也） ちょっとお待ちください。今打ち合わせしているようですから。その打ち合わせによって皆さん今、調べていますので。

暫時休憩いたします。50分まで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時51分

○委員長（柴田徹也） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 17ページになります。

老人福祉関係職員給与費、一番下の欄ですが、当初予算では8人ですが、今回補正で9名ということです。これにつきましては、地域包括支援センターの職員の増ということで、現実的には2名、昨年と比べて増えているんですが、当初予算では1名の増しか見ていなかったものだと思います。それで今回1名追加です。

次のページの18ページの2段目です。介護保険事業特別会計の給与費、当初14名が13名と

ということですが、支所の職員を介護保険事業の仕事から児童の關係に切り替えたということで所管替えです。人数的には変わっていません。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 17ページになります。

国民健康保険費の特別会計の給与の關係なんですけれども、ここでは21人となっておりますが、当初予算のときには20人、1名増となっております。理由といたしましては、20年度から特定健診事業が保険年金課のほうの業務となったことによりまして、保健師1名の増が理由でございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは先ほどのあれになりますけれども20ページ、保健衛生総務費で、健康管理課の職員ですが、今、保険年金課長が申し上げましたように、特定健診・特定保健指導の關係で、管理栄養士を1名増員いたしました。この管理栄養士は6月から増員。国家試験が5月に発表があったものですので、6月から採用1名、管理栄養士が増となっております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 20ページの中段以降の環境衛生關係です。

職員、補正では18人となっておりますけれども、当初19人から1名減です。内容としましては、3月に職員死亡のためです。

それから21ページの一番上です。塵芥処理費、これは当初予算では14名が13名。これは職員の退職により臨時職員で対応ということで1名減となっております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 25ページでございますけれども、教育費の教育総務費の事務局費の中の人件費でございます。当初予算では22人でしたけれども、今回20人ということで2名の減ということで、ここには教育委員会庶務課と学校教育課の両課の人件費がありまして、1名は庶務課でございます。もう1名は学校教育課で合わせて2名の減ということでございまして、それぞれ事務事業の減少に伴う減でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 28ページから29ページにかけての表を見ていただきたいと思
います。

給食センター関係の職員でございますけれども、当初予算のほうでは29名で、そこに示さ
れているのが32名ということですが、実は昨年から今年にかけてパートの職員が
4名分を市の職員という形で4名増えました。ということですが、年度当初予算のほうでそ
のうち1名分を見込んでいたので、ここの数字的にはプラス3名というような状況になって
おります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 生涯学習課の関係では27ページの社会教育総務費から28ペー
ジの大原幽学記念館、それからその下の教育費、体育施設費の関係ですが、職員に関し
ての増減はありません。

以上です。

○委員長（柴田徹也） それでは、これで。というのは最初の今の増減の話ですよ。

神子委員。

○委員（神子 功） どうもありがとうございました。

当初に組んだというのは、それで見込めるだろうといったのが4月になってやっぱりやむ
を得ずということは理解できます。そういった意味で、私どもは当初予算の予算書、それか
ら途中のこの補正だけしか分からないものですから聞かせていただいたということ、ひと
つご理解いただきたいと思ます。

そこで、今、お伺いした中で、塵芥処理費の関係でお亡くなりになったということで、そ
のままの状態ですが、状態としてはやっつけられるということで今日まで来ているのか、
それとも今、もう片一方のほうでは臨時の方を採用されているということですが、状
態としてはどうでしょうか。その1点だけ確認させてください。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 一応、現有内で何とかといいますか、やっております。運転手さん
が急に亡くなって、あとうちのほうの課内でカバーしているという形です。

○委員長（柴田徹也） 今度、次の課題に行きましょう。

16ページの障害者の関係ですね。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、16ページ、順を追って申し上げます。

まず、説明欄1の特別障害者手当等給付事業でございますが、これは総体で28名のプラスになっておりますので増額とさせていただきます。

それから、説明欄2と3の医療費助成の関係ですが、これにつきましては、単価が幾らかという、そういう性質のものでございませんので、あくまでも医療費に連動しての伸びということになりますので、年間の実績見込み、ここから不足する額を積算し、増額をさせていただいているところでございます。

それから、4の福祉タクシーの関係でございますが、実際には利用率、交付枚数に対します利用率というもので今までの実績を基に当初予算計上するんですが、実際に当初予算の利用率でいきますと62%を見込んでおりました。それが実際に上半期を終了しまして利用率そのものが65%程度に伸びるという、そういう見込みを立てまして、それで今回不足額の227万4,000円増額をさせていただくものでございます。実際に交付枚数の伸びというものでは、これは19年度から20年度の伸びの枚数を見ますと、約1,000枚程度、利用の枚数が伸びるだろうということで利用率をプラスしてございます。

それから、5の自立支援給付でございますけれども、まず、補装具の給付でございますけれども、この補装具の給付につきましても、実際に件数で幾らという、そういう出し方はなかなかできないものでございますので、場合によってはもう何十万円、百万円単位のそういうような補装具の申請もございますので、これも正直申し上げまして、実績見込みをはじき出した中で不足額を計上させていただいているところでございます。当初とそれから決算見込みの件数というものは、ほぼ同じぐらいの件数でという中での伸びという、そういうことでございます。

それから、短期入所でございますけれども、短期入所につきましては、実際に利用の日数が、これが大幅に減になっております。当初の見込みでいきますと、2,124日で見込んだんですが、20年度の決算見込みでは1,256日という、その算出根拠によりまして、ここでは538万5,000円減という、そういう見込みを立てております。

それから、生活・療養介護の関係ですが、これにつきましても、入所の施設との関連で実は匝瑳市にあります聖マーガレットホームという施設が20年4月から新たな制度の中の新制度の施設に変更になりました。その関係で、総じて人数的にもそれらの入所の施設の方々が

日中、新制度になりますと生活のためのいろんな自立支援のためと申しましょうか、日中の支援活動を新たなそういう制度の中のサービスを利用するという形に制度的に変更になりますので、どうしてもこの部分でのサービスというものが大幅に増加になってしまいます。それで、実際にただいま申し上げましたように、マーガレットホームの利用者が5人プラス1ですから6プラスになりますし、それからさらにもっと小規模な施設でも人数的には新規で入る、そういう方々も新たに見込みまして、決算の見込額を算定させていただいているところでございます。

それから、共同生活介護給付費でございますが、これは実際に人数的には3人の増、それから日数でいきますと、約1,300日程度、日数を増ということで見込んでいるところでございます。

それから、もう1点、保育所の関係でございますが、補正を見込んで今回予算計上をさせていただきたいということでございますが、この緊急経済対策のほうの関係は、要件としまして20年8月30日以降に実施をする、そういうような事業であって該当するものというようなことが要件として、一つあります。

それで、実際にこの補正が行われなかった場合ということでございますけれども、できればこの歳入に関係なく、新年度、この2,200万円でしたでしょうか。それは事業はやらせていただく、2,300万円ですね、やらせていただきたいという、そういう課としての要望はさせていただきますつもりでございます。

それからもう1点、第一、第三の耐震の補強の関係でございますが、これはまちづくり交付金事業で新年度の中にこれらは予算計上させていただくような、そういう考えで、現在、財政と詰めているところでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは26ページだったですか、矢指小学校の補償費の追加でございますけれども、当初予算で補償費を1,700万円ほど見させていただいたんですけれども、その中で落ちてしまった部分について今回補正をお願いしたいということでございまして、具体的には、ハウスそのものは当初見積もったんですけれども、そこにある暖房機の費用、それが落ちてしまっていましたので、暖房機を見させていただくということと、建っている場所がもともと田んぼだったところを埋め立てて畑として使っていたということで、その埋め立ての補償、それに伴う柵渠の補償、それと解体する時期がちょうど作物を作る、花卉栽

培なんですけれどもその時期に解体ということになるということから、一作分の所得の補償をしようと、そういったことを合わせて今回1,100万円ということで補正をお願いするということになります。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、29ページをご覧くださいと思います。

神子委員のほうから学校給食センターの管理費の修繕等について、先ほどボイラー関係を申し上げたんですけれども、そのほか予定しているものということだと思います。ボイラー関係を含めて、現在予定しているものを申し上げたいと思います。

1点は、蒸気管の修繕、それからボイラーガス遮断弁の交換、それから給油用の温調弁の交換、それから冷凍庫・冷蔵庫のごみフィルターの交換、これらを今のところ予定しているところでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは、何点か順を追ってご質疑申し上げます。

16ページにございます障害者の福祉費については、特にこの中で一番金額がかさんでいるのは、先ほどもご説明がありましたように自立支援給付事業の生活・療養介護給付費、これ当初で見ますと、当初予算が4,953万3,000円という当初の予算でございましたけれども、補正では3,288万1,000円、予算に近いような状況だったものですから内容がどうかということを含めてのご質疑をさせてもらったわけです。

要は、この扶助費については、当然必要なものは国の支援もいただきながら補てんしていかなければいけないということはよく分かるんですが、そういった意味で、今、旭市の状態はどうなっているのかなということのためにご質疑を申し上げましたわけでございます。

したがって、当初予定していた量とか率とかというよりも、その、では率というのは、当初何人を見込んでいたものが65になったのかというのは、例えば、福祉タクシーの関係では62から65というふうに言われても、何人が対象でそのうち62%見たものが65になりましたと、これなら分かるんですけれども、そういった意味では基本となる数値的なものがあるって、それに対して率がどうなの、あるいは人数がどうなのというのなら分かるんですけれども、そういった意味でその1番から5番までのそれぞれの事業については、1番の特別障害者手当等給付事業については28人増えましたというのは分かるんですけれども、何人から何人になったかというのは分かりません。

したがって、あとで結構ですから、あとで結構です。細かな答弁はいりませんので、後ほど、この1番から5番までについて傾向を知りたいものですから、後ほど何人から何人に増えた、率であれば、当初、何人見込んでいたものが、当初は62%、そのうちの62%を見込んでいたけれども、それが65になったということがよく分かります。したがって、先ほどの説明では、ちょっと分かりませんので、1、2、3、4、5というのがありますけれども、それぞれの事業の基本となる人数、それからそれがどうなったかということの後ほど、何か表につくっていただいて、委員の皆さんにも含めてご提示いただければありがたいと思いますので、ご答弁いりませんので、よろしく、委員長、ご配慮のほどお願いいたします。

とみうら保育所の関係につきましてですけれども、そうしますと、これは今回、国の緊急経済対策に基づく交付金の制度の補正を見込んで予算組みしたということであれば、これはあれですか、平成20年度までに完成させようということでしたと予算組みしたと思いますけれども、それが一つです。これがなかった場合に補正組めませんので、来年度にやるということの確認でよろしいか。

そうしますと、来年、今、ヒアリングやっているでしょうけれども、まちづくり交付金では、残りの第一、第三も含めてということですから、予算が増えますよね。そういったことで考え方としてはいいのかどうか。その辺ちょっとお伺いいたします。

仮に、緊急経済対策の交付金が来たとした場合に、これは今からの日程を考えたときに、繰越明許費にはなりませんね。その辺ちょっと確認させていただきたいと思います。

教育の関係につきましては分かりました。漏れていたものであったと。したがって補正を組まざるを得ないということですから、落ち度がないように、ひとつ対応のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

何点かお伺いいたします。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、ただいま説明のための資料をとということで、基本的な部分をまとめさせていただきましてお配りをさせていただきたいと思います。

それから、保育所の整備のほうの関係ですが、実際に私ども課のほうとすれば、これは繰越明許をし、実施するという、そういう予定で考えております。それで実際に何%それが進行できるのかという部分については、国の、当然、補正との絡みになりますので、それを見ながら対応をさせていただきたいということでございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） そうしますと、とみうら保育所については、今回補正を組む、それについては日程的に今年度中にはできないということで予算を計上してあるという、そういった判断でよろしいんですか。この補正、緊急経済対策の交付金でその制度を使ってやる場合には、そういうことになりますよと。その予算がつかなかった場合には、今度は予算がないわけですから、繰越明許費ということよりも新年度で当初から第一保育所、第三保育所と同時に予算をつけてもらうというようなことになるということでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 実際に恐らく、国の補正が固まるのがかなり年度末にずれ込むということは、私どもは一応予定させていただいております。

今回、この事業についての工事費につきましては、20年度で当初の計上をさせていただいた中で国の補正が仮に行われなかったという場合においても、これは20年度の予算の中で計上をさせていただく、そういう財政との交渉はしてまいりたいと思っております。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） もう一度確認させていただきます。

これは保育所の関係の今、予算を審議していますけれども、以前、建設経済常任委員会的时候に公園の関係で、それがいわゆる今年度、要するに国の交付金をもらえるんだろということによって予算組みしましたけれども、途中から変わりましたよね。ということは国も今、大変厳しいですから、そういった要素がすごく含まれるということで、今回は制度があるといっても、安易に見込んで、来なかった場合のことを考えたときに、財政的に市の財政としてはいただけるものがいただけないということですから一般財源を使わざるを得ないというふうに、そういった予測がされるわけです。

したがって、ここでやっぱり確認をしておかなければいけないことは、あくまでもこの事業というのは年度内にやっけてしまおうかということで補正を組んだものなのか、これがもらえなければ次年度に新たに予算組みせざるを得ないということで、そういった考えで進むかどうか。それからもしもこの予算が、国の予算が交付金としての予算が使える場合には、決定が恐らく遅くなるでしょうから繰越明許費にならざるを得ないという、そういったことも考えられるわけですね。

その点はもう一度お伺いしますけれども、どのようにお考えですかということで、繰越明許になるような状況になってもやらなくてはならないという状況か、はっきり分かなければ、これはもうあきらめてほごにして、それで次年度に新たな組み込みをしてもらうための

もう打ち合わせはしているというようなお話ですから、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 実際のところ、どうしても耐震の部分が絡んでおりますので、これは国の補正でその歳入部分が見込めれば一番いいんですが、見込めなくても実際に工事はやらせていただきたいということなんですが、あくまでも今の時点におきましては、年度内に工事を着工し、できれば年度内で終わらせるということは、これは私どものほうの基本的な考え方になるわけですが、それで、どうしても国の補正それから工事の着工時期等の問題で繰り越さなければならないという時点に陥った場合には、それらの事務処理をさせていただいた上で、20、21年という、年度をまたがった工事をさせていただくという、そういう考えでおります。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは、最後ですけれども、この保育所の改修工事を行う場合に、子どもたちに影響があったらまずいですよね。その点については十分配慮が必要だと思いますけれども、今、何とか年度内にやりたいということですから、それなりの補正を組んだという理由があるとすれば、子どもたちに安心して安全に通っていただいて、無事に工事が終わるようにということを考えなければいけないんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 保育所の場合には、学校とも同じなんですが、子どもたちが安心して過ごすという部分におきましては、騒音の出る工事の部分ですとか、そういう部分につきましては、休日を利用するとか、場合によっては夜間の工事にその部分だけは当てるとか、子どもたちにいずれにしましても影響のないように、私どもきちっと監理委託をする設計事務所のほうの先生と詰めながら工事は進めさせていただきたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 29ページの教育費についてですよね、まだ答弁がなかったと思うんですが、これでよろしいですか。給食センターの。それでいいですか。

（「はい、いいです」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 16ページの障害者福祉費のところの説明欄の中重度心身障害者（児）医療費助成事業と、また重度心身障害者（児）医療費助成事業のちょっと窓口業務、それについて

てお尋ねしたいと思います。窓口業務はどういう形でやっているか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 窓口業務と申しますのは、実際に医療費をお支払い、身障者の方が医療機関にかかって医療費を支払ったもの、それを窓口といいましょか、社会福祉課のほうへお持ちになっていただいて、申請書を同時に出していただくという、そういう進め方で実際に手続き終わりましたら交付させていただくという、そういう対応をしております。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 最近、何か役所のさまざまな窓口があろうかと思えますけれども、市民の窓口の対応のトラブルとかそういう何かトラブルをちょっと聞くことがあります。それでもってまた、市役所のほうが市民を訴えなければならないというようなトラブルに発展しているケースもありますので、そこら辺の窓口の指導は課長としてどんなふうに行っているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 障害者の方々の給付に関しての窓口でのトラブルというのは、これは基本的には、ほとんどと言っていいと思いますが、ございませぬが、そういう窓口でとかくトラブルになるという部分で、一番、私どもが懸念をするのは生活保護の受給というような部分でのいろんな申し入れに対しますトラブルというような部分は想定はされますが、そういう部分でどうしても納得していただけなくて、その方々が大声を出して行政暴力的なふうな対応といいましょか、そういうふうに見受けられる場合です。場合によっては警察に連絡して、それで署のほうから来ていただくというケースも何件かはございます。あくまでも職員に対しましては、1人で対応はするなど、それで複数で対応してそれらに十分気をつけるようにということは常々指導はしております。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 自分も見受けしたりする中に、やっぱり説明や何かを怠って、市民が何か気をもんだり、また余計な回数を足を運ばなければならないというような、何か説明のまじさを自分も感じたことがありますので、今後、そういう窓口業務なんか役所のある意味で顔なんで、対応なんか研究して、窓口も指導して何かこう、できるだけすばらしい対応をしていただきたいなと自分は思います。よろしくお願ひいたします。

それともう1点、説明欄の20の福祉タクシー助成金とありますが、この福祉タクシーというのは市内に何台ありますか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 福祉タクシーにつきましては、何台ということはちょっと分かりませんが、事業所としましては通常のタクシー会社から、それからいろんな輸送サービスを専門にやっている方、そういう方いらっしゃると思いますので、恐らく20事業所くらいはございます。失礼しました。29事業所でございます。

それで、先ほど、行政暴力に対します対応ということでございますが、これは総務課のほうで今、それに対します全庁的に対応できる、そういうような条例になるんですかね、それを定めて、そのマニュアルに基づいて私どもも対応するように、そういう指導が出ておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） そういう面では、福祉タクシーの事業所の件については29件ということで分かりました。

また、窓口の対応については、市民が、役所のスタッフが市民のために一生懸命働いてくれているなど感じるようにひとつお願ひしたいと思います。

それともう1点、29ページの学校給食費のところなんです、第二給食センターの運営費のところ燃料費。この説明で173万7,000円、この説明で重油の高騰というような要因からということですが、第一給食センターとかほかの給食センターには重油の高騰ということであるならば一緒に燃料費があってもいいのではないかなと。何で第二給食センターなのかなと感じましたもので、その点、ちょっとこう説明いただければありがたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それではお答え申し上げます。

まず、第一給食センターのほうは、コンロ関係の燃料なんですけれどもガスのほうを使用しております。それから第三給食センターのほうは重油を使用しておりますけれども、他の予算との関係でそちらのほうで何とか賄えるというふうな状況でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 何か今の説明だと、第三給食センターはほかのほうの経費を回してとい

うふうに自分は聞こえてしまうんですが、それだったらまた説明欄に何か説明していただくのが本当じゃないかなと感じますので、もうちょっと具体的にお願いします。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） ちょっと説明が。第三給食センターのほうも重油のほう使っているんですけども、その燃料関係に関する予算の範囲の中で、要するにこの重油のほうに充当できる、そういう予算を回せるということです、すいません、状況がありました。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 重油のほうに回せる予算はどこから捻出したんですか。

（発言する人あり）

○委員長（柴田徹也） 挙手願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） ほかの燃料、電気・ガスとかそういうところの予算の部分を回せるということなんですけれども。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） じゃ、それはそれでまた計上の仕方をやっぱり分かりやすく考えて計上していただければいいと思います。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑ありませんか。

林委員。

○委員（林 一雄） 26ページが一番下の矢指小学校の補償の問題なんですけれども、庶務課長にお伺いします。

先ほど、課長のお話だと、地目が田んぼであった、それで埋め立てをして現状はハウスを建てて花卉栽培をしているということでした。それで、地目が畑だから埋め立ても補償の対象だというように私はお伺いしましたので、その面積はどのくらいあるのか。それとこの1,100万円のうちの埋め立て補償は、何パーセントくらいでも結構ですから、それをお尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

まず、面積でございますけれども、1,020平方メートルでございます。そこに先ほどもお

話し申し上げましたとおり、当初は水田であったというところに、花卉栽培をビニールハウスで行うために、それなりの砂を埋めて花卉の土にしているということで、その分の資本的な投資を当初、やってあるということでございます。恐らく1メートルぐらいの深さで1,020平方メートルを埋めてあるということで、そういったことを見積もりますと、およそ二百七・八十万円、具体的には調査をして数字が出てまいりましたけれども、ちょっとここに持ってきておりませんので、いずれにしても300万円弱の埋め立て費用を見るということで、今回の補正では、そういった数字を埋め立て用として見させていただいているということでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） それだけでいいですか。今、埋め立てだけしか出ていないです。

（「はい、いいです」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、高齢者福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、議案第2号につきまして補足させていただきます。

補正予算書の5ページをお願いします。本会議の補足のほうと説明が重なることがあると思えますけれども、よろしくをお願いします。

7款繰越金、これを歳入のほうで6,827万9,000円ほど見ております。合計欄で9,240万4,000円ということになっています。これが19年度の介護保険事業会計の歳入歳出差し引きの確定額ということで、ここで繰越金を精算しています。

次のページ、6ページをお願いします。

補正額の合計欄、今回歳入で見ました6,827万9,000円の充当先ですが、まず下からなんです、6款諸支出金2,751万1,000円、これで国・県・市への返還金等の精算を行い、残りを上の4款基金積立金のほうに積み立てるというものです。

詳細につきましては、8ページのほうをお願いします。

基金積立金のほうで、今回、4,076万8,000円を積み立てしました結果、20年度末の介護保険のほうの準備基金の合計額、見込みですけれども、3億2,180万円ということを見込んで

います。

6 款のほうの精算金ということですが、内訳の記載のとおり、国庫・県・一般会計にそれぞれ返還金を計上しています。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 高齢者福祉課の説明は終わりました。

議案第 2 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第 2 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 9 号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは議案第 9 号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

本案につきましては、本会議でも補足説明を申し上げたところでございますが、産科医の減少に歯どめをかけるという観点から、出産育児一時金の上乗せについて所要の改正を行うものであります。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

お手元の新旧対照表をご覧ください。4 ページをお開きください。

今回は、第 5 条のみの改正となりますが、従来の条文にただし書きを加えるというものでございます。ただし書きの内容ですが、健康保険法施行令第 36 条の規定において、国が提唱する産科医療補償制度に加入した医療機関に対しましては、従来の出産育児一時金であります 35 万円に 3 万円を限度として当該保険料に見合う分を市の規則で定めるところにより加算するというものであります。

ここで産科医療補償制度について簡単にご説明いたします。

制度の開始は来年の 1 月 1 日となりますが、出産時に何らかの医療事故で脳性麻痺となった子に対し、医師に過失がなくても総額で 3,000 万円の補償金を支払うというものであります。

続きまして、添付いたしました旭市出産育児一時金の加算に関する規則の案をご覧ください。

厚生労働省におきましては、当該制度の開始時における保険料を分娩 1 件当たり 3 万円と

確定したため、加算する金額を規則で3万円と制定するものでございます。なお、その財源について申し上げますと、支給基準額の3分の2を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出しておりますが、相当額が地方交付税で措置されており、今回の引き上げ分も対象になることが決定されております。

以上で、議案第9号の補足説明は終わります。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） この条例の一部を改正する条例につきましては、本会議でもご質疑申し上げましたが、ただいまの旭市出産育児一時金の加算に関する規則案ということで第9号関係の案の内容を見させてもらっておりますが、ここでは下段のほうに、旭市国民健康保険条例云々ということで、末尾のほうに、「ただし書きに規定する出産であると認められるときは、3万円を加算する」ということになっております。条例の説明では3万円を上限として加算するものとするということで加えるような内容の説明がございました。この規定に定める上限というのは書いてありませんので、3万円を加算するということになっておりますので、条例の説明では上限を3万円とする、今回、規則では3万円とする。上限ということであればその下もあるというふうに判断できるんですけども、規則では3万円ということで、これは必要と認められるものについては、一律3万円という判断でよろしいのかどうか。その点、1点だけ確認させてもらいます。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 健康保険法施行令並びに市の国保条例の中で、3万円を限度とするという書き方をしております。

それは何かといいますと、今回の医療補償制度、先ほど説明いたしましたけれども、保険料、例えばこういう事故があった場合、脳性麻痺になったとかそういう場合ですけれども、3,000万円を支給するというような形が、まず一つ打ち出されております。それに対して保険料でございますけれども、今、年間、全国的に出生数が100万人から110万人の範囲だと思っておりますけれども、その子どもたちが生まれている。その中でこの脳性麻痺になる確率と申しますと、500人から800人くらいと言われております。ですから、その中で3万円の保険料を、この保険を成り立つ中で、保険料3万円をいただければ補償料のほうでも十分制度が成り立つということで、3万円以内という形でうたわれているんですけども、取りあえず、この制

度が始まるのは来年1月1日なんですけれども、国のほうでも3万円ということで、スタート時は保険料3万円で行くということがうたわれたことに伴いまして、規則のほうで3万円というような形でうたったものでございます。

ですからこれが、この前、本会議のほうでも言いましたけれども、5年以内に見直す可能性があるというようなこと、言われておりますけれども、そのとき例えば2万8,000円とか2万5,000円ということになった場合には、規則のほうで例えば2万5,000円に改めるというようなことでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

○委員（林 一雄） 私もちょうとこれ、分かりにくくて、今、課長からもお話あったんですけれども、上限を3万円ということは下限もあると思うんです。1万円もあると思うんです。そう解釈していいのかな。例えば、正常な分娩であれば35万円こっきり、この3万円には入らないんだという解釈してもいいのかなと、こういろいろ考えるんですけれども、もうちょっと詳しい説明をいただけたらと思うんですけれども。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 今、神子委員のほうからご質問ありまして答えたところでございますけれども、この3万円以内、3万円を上限とするということは、3万円を超えることはないという一つのとらえ方になろうかと思えます。

例えば、今、林委員がおっしゃいましたように、1万円になるというのはそれはちょっと保険が成り立つかどうかという、例えば100万人の出生数に対して1人1万円の保険料でしたら100億円にしかならないわけです。例えば、この事故が発症数、例えば今、500人から800人といわれておりますけれども、500人でしたら、単純に3,000万の補償料を出した場合には150億ですか。例えば100億の保険料に対して150億の補償料というのはあり得ないわけですので、その辺については、あくまでも3万円、今、スタートは3万円が始まるということで、3万円以内というのは、それから下がったとしてもそんなには下がらないんじゃないかというふうにはちょっと考えているところでございます。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） 来年の1月から施行するというお話でございました。今、少子化で、少

子化対策として今、国のほうでは、先日テレビで見ましたらば、出産一時金を来年22年度の10月から42万円にするんだというお話も出ております。となりますと、やはりこの制度は42万円になっても、この制度はずっと保険ですから、継続されると、こうお考えしてよろしいでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 確かに、新聞等で42万円という形がちょっと出ておりました。今の市の条例の今回議案として出させていただいたものでございますけれども、35万円とする、ただし産科医療補償制度に加入している場合については3万円を限度として加算するというような形で書いてございます。ですから42万円というのは、今、35万円のところが4万円プラスされて39万円になって、39万円に加算される分が3万円、合わせて42万円という形になろうかというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（柴田徹也） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(柴田徹也) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(柴田徹也) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

環境課長。

○環境課長(平野修司) それではお手元にお配りしてございます、地球温暖化の実行計画の修正内容について報告したいと思います。

本計画は、本年3月に策定しておりましたが、6月に再度各課等の集計を調べた結果、数値の漏れがございましたので今回修正するという形になります。

お手元の資料の現行と訂正後という形でA3判のほうで4枚ばかり資料をお配りしてございます。この中で、枠線で網かけ部分が修正した数量、それから比率という形になります。

特に大きい数値の変更ですけれども、電気使用量、この関係、現行のといえますか、電気使用量を見ていただくと、全体、これは本庁分と中央病院分を足してございますけれども、本庁部分の修正があったということで記載してございます。併せて、各8項目、ガソリンとか灯油、軽油、A重油、LPGについても見直した中で数値の変更等ありましたので、今回一緒にとりという形で提示してございます。

1 ページ目が温室効果ガスの排出に係る活動量の現状ということで、活動量の内訳を記載してございます。

次に、2 ページ目が温室効果ガスの排出状況という形で、やはり1 ページ目の数値が変わったことによりまして、2 ページの数値の変更という形で変更してございます。併せて、図のほうも当然、数値・比率が変わりましたので変更してございます。

3 ページについては、排出量の内訳でございます。これについても基礎数値が変わったことにより変更してございます。

4 ページ目が目標数値を設定してございます。これについて、基本的な平成24年度までに7%削減という形の基本目標は同じですけれども、表の効果ガスの排出量の削減目標の数値は先ほどお話ししましたように基礎数値が変わっておりましたので変わっております。これに基づいて、5年計画ですので、これは市の施設と中央病院を合わせた形で温室効果ガスの削減を求めていくというものでございます。

なお、中央病院については変更がありませんでしたのでそのままですけれども、比率について本庁分が変わりましたので、併せて比率が変わっております。中央病院については、数量的には、削減目標は2%という形で考えております。これは理由については、中央病院については病院自体が組織も大きいと。それと併せて特殊性があります。この関係は、中央病院と同じ同規模のやはり温暖化計画をつくっております神戸市も同じような形で分けておりましたので、旭市においても本庁分と病院分の目標数値は変えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、指定管理者の新たな選定につきまして申し上げます。

平成18年度から20年度までの3か年につきまして、あさひ健康福祉センターにつきましてには福祉協会、それから飯岡福祉センターと海上ふれあいサポートセンター、これは社会福祉協議会、それから旭市福祉作業所、これにつきましては手をつなぐ育成会、それぞれ指定管理者制度によりまして管理・運営をお願いしているところでございますけれども、その指定期間が21年3月31日、これをもちまして終了することになります。したがって、来年1月から指定管理者の指定に関する事務に取りかかりをさせていただきまして、3月議会に新たな選定の議案として提出をさせていただくべく準備をさせていただきたいと思っております。

それで、新たな選定につきましては、21年度から3年間お願いをするという、そういう形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、庶務課から学校の改築事業についてご報告申し上げます。

まず、第二中学校の校舎建設工事でございますけれども10月に完成をし、先月28日に竣工式を行いました。皆様方にはご多忙にもかかわらずご出席をいただきましてありがとうございます。今後、旧校舎等の解体工事、特別教室棟との連絡通路の工事及び植栽工事につきまして、3月の完成を目指しているところでございます。続きまして、屋外運動場の整備をし、来年10月ぐらいにはすべての工事を完了したいと、そんなことで予定をしております。

次に、中央小学校の北校舎、矢指小学校の校舎の改築事業でございますけれども、両校は21年度、22年度に工事を予定しておりますけれども、中央小学校につきましては現在設計に入っております、矢指小学校も用地等の関係もありますけれども、これから設計をしようというところでございます。

今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、学校教育課から1点ご報告申し上げます。

一般質問で伊藤房代議員から質問があつてお答えしたことについて、ここでまたご報告をさせていただきます。

10月に行われました地区懇談会におきまして、中央小学校の保護者より、小学校4年生から6年生まで学童保育を拡充してほしいという要望があり、また、後日、要望書のほうも提出されました。これを受けまして、学校教育課としましては、学童保育とは別に、小学校4年生から6年生までの児童を対象とした放課後の子どもの居場所づくりを考え、来年度、試行的に中央小学校において新規事業として実施に向けて検討しているところでございます。

内容につきましては、子どもを見守る支援員としてボランティアを募り、児童の自主的な活動や遊び及び安全で健やかに過ごせる場の提供を図っていくものと考えているところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

神子委員、どうぞ。

○委員（神子 功） それでは、ただいまご報告いただいた中で、学校教育課長がお話をいただきました一般質問でも出た内容ですが、ボランティアを募って子どもたちの居場所づくりをしたいんだという、モデル的にやられるということですが、これに関するボランティア募集されてモデル事業を行うわけですが、当座は中央小学校、これから発展していくと思いますけれども、そのほかに費用面では何かお考えでしょうか。

それから、居場所づくりというのは、中央小学校のこういったところに居場所を作るのかどうか、この2点だけちょっとお伺いいたします。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） まず費用的な面ということで。

（「はい」の声あり）

○学校教育課長（及川 博） まず、いろんな子どもたちが活動している中でけが等が考えられますので、保険面ですね、子どもたちそれからボランティアのほうの方もということで考えております。それから、あといろんな連絡等をとるためにやはり携帯電話等が必要かなと、その辺のことを経費的には考えております。

それから、活動場所ですけれども、主に体育館を中心として考えているところでありますけれども、当然、放課後ですので、子どもたちがそのあと、時間として学校の宿題をやってみたり、また本を読んだり、そういう部屋も必要かなと思いますので、そういうことができる部屋ももう一つということで、これはもう実際、隣接する近くの特別教室等そういうところを考えて、2か所を中心に活動、過ごす場所として考えているところであります。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 分かりました。ニーズが高まってくる、あるいはきているという状況から考えますと、必要な事業かと思しますので、ひとつ対応のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、今、ご説明をいただいた以外で、これから検討してなければいけないと思われる事項等、それから今、ちょっとこう検討してほしいなということがあるものですから、報告の関係ですが、若干お伺いをさせていただきます。委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（柴田徹也） はい。

○委員（神子 功） まず、この前の南分庁舎の高橋学園さんのつどい広場、これについて、議会でも議論がありましたけれども、施設の有効利用ということから考えた場合に、現在、

所要の経費がかかっております。それと考え合わせた上で、今現在合併をして3年余りたっていますけれども、施設を有効利用した場合に、この子どもたちのいわゆる親御さんとともども一日を過ごせるような場所については、あそこでなければいけないのかどうかということについて、どのように検討しているのかどうかというのが一つです。

それから、6月でも申しあげましたけれども、育英資金の関係ですが、これは給付事業と、それから貸し付け事業がございました。給付事業は今現在進行形で、給付事業はこれは間もなく終わるということですがけれども、県内いろいろ調べてみますと、だいたい半々ぐらいの状況の中で一緒に取り組んでいるものと、片一方だけしか取り組んでいないという、そういった状況もございました。

これについて、合併して3年半ぐらい過ぎるわけですが、この育英資金というものは、きのう国会でもやっておりましたけれども、日本は余り貸付制度が横行していて給付でもいいのではないかという、きのう、議論が国会でもありましたけれども、旭市として特色のあるまちづくりの一環として、子どもたちの健全育成ということ考えたときに、やはり貸付制度はもう今年度で終わるという話も伺っておりますし、給付事業については、今、果実がなかなかできなくて運用が難しいという一般財源からの支出も現在やられているということから、この育英資金の見直しについては、やはり本当はもっと以前から検討していただければよかったんですが、それができていないような状況ですから、これについてどのように取り組んでいこうとしているのかどうか、お考えをひとつお示しをいただきたいと思います。

それから、給食センターの関係ですが、今、原油はだいぶ落ちてきましたけれども、今お話がありましたように、第一学校給食センターの場合にはガス、それから第二、第三は重油ということがありましたけれども、重油の関係については、原油の高騰ということもあって、いろいろ食材費のほうが、なかなか都心部のほうでは食材が高騰して対応できないという、そんな状況にあるみたいですが、旭市としてはそういった状況があるんでしょうか。報告をいただければありがたいと思います。

それから、一般質問で伊藤保議員のほうからありましたが、塵芥処理の関係で、積載車の問題と、もう一つは無許可の問題がございました。これについては担当課長から報告がないんですが、これまでの簡単で結構ですから、これまでの経過と対応についてはどのようにしたのかどうか。本来あってはいけないことなんですが、その辺について簡単で結構ですから、問題となった点、それをどう解決したのかどうか。今後の対応について今、どうされているのかどうか。簡単で結構ですからご報告をいただきたいと思います。

それから、施設の有効利用という観点から、これ社会教育に関係するんですが、年に一遍、施設の使用に対して調整会議が行われます。その中で合併していろんな施設ができて本当に喜ばしいことなんですが、一部聞くとところによりますと、しおさいマラソンの関係で立て看板がどうしても必要だということから、飯岡の体育館にある一定の時期を体育館に置いて、その日は使えなくなるということも伺っておりますが、施設の有効利用ということから考えたときに、しおさいマラソンの立て看板については、違った方法もできるのではないかなと思うんですが、その点、どういうふうにお考えになっているのかどうか。

あとは、直接、機会をとらえて担当のほうに申し上げますので、以上、何点か報告をお願いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは南分館のつどいの広場の関係でございまして、今回、ただいま神子委員おっしゃられますように、施設の有効利用という観点から総務課のほうで南分館を返した場合にはどうなるのかということ投げかけられまして、つどいの広場をどうしようということで検討した経過がございまして。

それで、いろいろとまず、つどいの広場そのものは皆さんに利用いただいている、そういうような状況からすれば、これを閉じてしまうということは考えられないわけですし、あくまでも継続してどこかの場所でやっていく。じゃ、その場所をどこにしたらいいのかというように、一番、まず考えなければならない、そういう要因としてお母さん方が車で集まりやすい、そういう場所はどこか。それから、子どもたちがなおかつそういう場所で安全に過ごせる、そういうような施設はどこか。それから、移るにしても一時的に修繕費等、そういう経費も少なく済む場所はどこなのか。それらをいろいろと検討はさせていただいているところでございまして。

今回、私どものほうも、南分館をもう返すということになれば、その検討に基づいて移動するという、そういう考え方でございましたが、実際に引き続いて借りられるというようなことございまして、つどいの広場そのものにつきましても、継続して2階の部分を使わせていただくという、そういう予定でおります。

それで、地域性というようなものも、当然、旭の中心市街地の利用の状況がかなり高いものですから、なるべくならば、市街地の皆さんが通いやすい、そういうようなところという前提のもとに検討はさせていただいているところでございまして。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは環境課のほうです。

質問といいますか、うちのほうのクリーンセンターで積載のオーバー関係、それから県知事の許可を受けていない関係の2点を報告したいと思います。

これについては、一般質問のほうでもお答えしておりますけれども、積載オーバーの関係は、今年度調べた関係で、4月から9月ごろまでオーバーして積んでおりました。10月中にそれが発覚しまして、11月からは適正に運搬しております。具体的には、クリーンセンターに台貫がございますので、焼却灰をクリーンセンターの車に積むときに台貫で重量をチェックし、オーバーの場合は積み直して、今、処分場のほうに搬送しております。

それと、2点目の資源ごみの関係を処分といいますかリサイクルするのに伴いまして、5トン以上の場合には中間処理施設等を設けて処理するわけですが、この中間処理施設の関係が知事の許可を得ていなかったという話でございます。答弁の中でもお話ししましたように、平成7年ごろ、当時の塵芥処理組合のときにその処理業者のほうに中間処理施設をという話をして、その事業者は県と協議をしていたとの、うちのほうで申請書等ありますので分かりましたんですけれども、それがどんな理由かというものがちょっと分からないんですけれども、県と事業者のほうでどのような話があったかという形なんですけれども、事業者のほうも取りあえず申請書を預かっておくよという話でそのままになっていたという形でございます。

それが今回、分かりましたので、現在、指導中といいますか、経過理由も分かれば、10年ぐらい前のもう話で、県のほうでもどういう書類が残っているか分からないんですけれども、分かればその理由と、あと新たなといいますか知事の認可を得て、ということで現在、指導しております。県の知事の認可がとれないという形であれば、当然契約はできませんので、そのような形で現在進んでいると、そのような状況でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、ご質問のあった2点について答えさせていただきます。

まず1点目の育英資金等につきましてでございますけれども、神子委員のお話にありましたように、現在は合併して給付ということになっているわけですが、それ以前の町の貸し付けも今年度で終わりますけれども続いているというような状況で、2本立てという、今年度はなっている状況でございますけれども、やはりこの給付がいいのか、あるいはやは

り貸付制度のほうにということでの部分の検討について、もっと早くから進めるべきだったと思いますけれども、本年度、これらについて県下の市町村の状況であるとか、いろんな情報収集に努めているところでございます。

それで、実際に、例えばこの貸し付けというふうになった場合に、どのような形で内容をしていったらいいとか、そういうことも含めて、これから少し時間をかけて、その辺のところについて検討してまいりたいというようなことで今考えて、いろいろと進めているところでございます。

それから、給食の賄い材料費のことでございますけれども、これも神子委員からありましたように、食材が高騰してということで、本年度、4月からの賄い材料がどの程度上がっているのか、それらを含めて、現在、給食費の値上げをお願いするかどうか、資料を集め、データをそろえ検討しているところですが、ただ現在、給食費のほうは3センターでそれぞれ違っているような状況がございますので、ですから、実際に近々の材料費のほうの値上がり、昨年度と比較した上で、さらに何とか努力してこの食材費の高騰に対応できるか、あるいはやはり全体的に上げていかなければならないのか、あるいはある一部のセンターだけ値上げとか、そういうところも含めて、現在検討しているところでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、施設の有効利用という観点からの、飯岡体育館にしおさいマラソンの看板がということでの、有効利用でございます。確かに、本年度、しおさいマラソンを実施したときに、飯岡体育館の中に看板等、2週間前ほどからだったと、利用に際してちょっと支障を来していたかとは思いますが。来年のしおさいマラソンに関しましては、今現在、その看板については倉庫に入っております。出すときには調整を考えて、使用には支障を来さないような配慮をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） ありがとうございます。

社会福祉課のほうで、つどいの広場については検討されたということですよ。そうしますと、例えば前の高橋学園さんのところが使えなくなった場合、使わなくなった場合には、どのようにするかというのは方向付けとしては考えていたということですから、使えるところはあったということでもよろしいですか。それが内容的に、簡単で結構ですからお聞きかせください。

それから、育英資金については、教育長おられますけれども、合併をして暫定的な措置といえますか、今日まで給付ではなくて貸与についてはこれで終わるといような状況です。どちらがいいかというのは、やはりこれからは、ある程度、給付ということではなくて貸付制度をもう一度考えていただいて、それである意味では利子云々ということではなくて、それに見合うような、ただ無利子で貸すということではなくて、やっぱり意識を持ってもらうために多少の負担をしていただくということも考え合わせて検討していただければというふうに思います。これはご答弁はいいですから。

そういったことで、ぜひ、広い子どもたちに、将来を担う子どもたちに幅広く使えるように。そういったことであれば、少しずつ基金として増えていくわけですね。そんな意味でぜひ、早急にというか、じっくりということでございますけれども、早急にやっぱり検討する必要があると思います。

それから、塵芥の関係ですけれども、これ、課長、結果は一般質問で聞きましたけれども、なぜそうなったかということをとらまえないといけないと思うんです。なぜそうなってしまったのか。なぜ、平成7年から業者が中間処理をしていると思ってきていたのかと。職員の方が積載をオーバーしてしまった。台貫があるわけですから、正規にやっていたらそういうことはなかったと思うんです。ですからそういったこの原因追求をまず検証して、なぜ悪かったのか分析をして、今後どうすればいいのかどうかということはやられていると思うんですけれども、これは塵芥に限ったことではなくて同じようなケースというのは庁内ではいっぱいあると思うんです。

ですからこの際に、何でもなかったのかと、それを庁議の中ではっきりさせていただいて、ほかの担当課のほうに、もしも同じようなことがあるとすればそれもお互いに考えて、そうしないように頑張るといふふうにしないと、努力するようにしないといけないと思いますから、この辺は多くは申し上げませんが、なぜそうなったかどうかということがもしもお分かりになれば説明をいただければと思います。

それから、施設の有効利用のしおさいマラソンの関係ですけれども、これは課長ね、2週間も放置しておく、使いたい人がその場所を使えなくなってしまうんです。ですから、そういった意味で、管理人さんに任せるだけではなくて、あるときに一緒にやっしまえば済むことですよ。ですから、合併して施設を十分に利用してほしいという気持ちと、使いたい人がいるわけですから、やっぱり施設はあけておくということが一番大事なもので、その点は、また来年2月にしおさいマラソンありますので、期間はないようにいい形で使えるよ

うに、ご配慮をお願いします。

担当課長のほう、社会福祉課長と環境課長、2点お願いします。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 使えるところという、私どものほうの担当課として、使いたいところと使えるところというのは、必ずしもイコールになるわけではございませんので、関係する管理を担当する課、それからその施設で事業を実施しているそういう事務的な部分の調整、それらも含めて検討をさせていただいて、その調整がどうかしていただければ、そこが一番いいだろうというようなところまでの検討をしてございました。

以上でございます。

（発言する人あり）

○委員長（柴田徹也） 具体的に場所があれば。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 私どもが、一番、利用するお母さん方、子どもたちのためにいいんじゃないかということで詰めたのは、今、海上の保健センターが、健診との絡みはあるんですが、施設の維持管理費それから一番、駐車場等、そういう安全面でいいんじゃないかというようなところまでの具体的な詰めはさせていただいております。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、なぜという形ですけれども、私自身もよくはっきり言って分からないところがあります。

今回、こういうケースがありましたので、職員のほうには、私たちの仕事は法令遵守だよなという話をしております。まさしく法令遵守していればこういうことは起こらなかったわけです。そういう形のあれですから、再度、事務事業の自分らのやっている仕事、ほかにも先ほど委員言ったように、あるかもしれないです。ですから、再度、みんなで今やっている自分の仕事を見直ししてチェックしていかなければ、そのまま過ぎていってしまう。今件がそのような前例前例で来て、多分来て、そのような話になったのかなと思っています。

ですから、チェックする人なりがよくやっていかなければ、こういうケースが出るということは大変まずいこととか、自分らの仕事として全く弁明のつかないような話になりますので、そういう形では、今、環境課のほうの職員のほうにはそういう形で、再度、事務事業のやっているのを、これが本当に適正なのかという形を今、お願いしてございまして、悪ければ当然直していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかにお聞きしたいことがあれば。

林委員。

（「委員長。12時半を過ぎていますので、これからまたあれするならば皆さんの許可を得て進行していただきたいと思います」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 分かりました。申し訳ございません。

どうでしょう。そんなわけで今、12時半を回っておりますけれども、このまま会議を継続させていただいてよろしゅうございますか。

（発言する人あり）

○委員長（柴田徹也） 続けたいと思います。

どうぞ、林委員。

○委員（林 一雄） 申し訳ありません。時間も過ぎておまして。簡単にちょっとお聞きしたいと思います。

委員長、先ほど、報告がない課長のことでよろしいですね。

○委員長（柴田徹也） はい、どうぞ。

○委員（林 一雄） 国体推進室長、おいでですので、何事もしゃべらなかつたのが申し訳ありませんので、ちょっと一言だけお願いしたいと思います。

来年度は、それこそ再来年の9月30日に向けてかなりのスケジュールが入っていると思うんです。4月にボランティアの募集をしたり、10月には全日本の卓球のリハーサルですか、それを行ったりしているわけでございます。それで、聞くところによると、当日、あそこの会場ではちょっと手狭なところがありまして、プレハブ住宅なんかも建てなければいけないという話も聞いております。

そこで、単純なことなんですけれども、この国体に当たって、どのくらいの予算が、おおよそでいいですから、かかるのか。それで、県の補助金というのはどうなっているのか、分かればお伺いをしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 国体推進室長。

○国体推進室長（高野晃雄） お答えいたします。

来年度は10月16日から18日までリハーサル大会、それが行われるということで、今、来年度の予算のほうを要求しているところと、あと、県のほうへ補助金の要望を出してございます。まだこれは、財政と、今、ヒヤリングとかやっている最中ですが、リハーサル大

会につきましては、概算で4,000万円程度の予算になるかなというふうに考えております。

また、補助金につきましては、これはこちらでかかる4,000万円の事業費のうち、補助対象になるもの、そういうものを全部抜き出しまして、県と協議をしているところでございますけれども、県のほうがまだ予算の関係につきまして非常に財政的に厳しいということで、補助対象にはなりませんけれども、補助対象額を幾らにするかということで、まだ明確な数字をこちらでいただいております。今の予算的には、こちらのほうで勝手に、これぐらいだったらもらえるのかなというのが300万円ぐらいは補助金としていただけるかなということで考えております。

あと、事業のほうですけれども、今現在、ボランティアのほう、仮受付を始めたり、リハーサルを行ったり、また企業協賛関係でこちらのほうもいろいろな契約物資とかそういうのがいりますので、市内のライオンズだとか農協、漁協とかそういう方々に対しまして企業協賛の募集をしながら、また大会に向けて、各学校または保育所関係について、中学校につきましては、卓球部の子どもたちに、いろいろ競技のほうの補助員ということで従事をお願いします。また、式典関係については、学校のブラスバンドとかそういうものをお願いします。また、保育園関係とか幼稚園につきましては、そういう行事で国体がPRできるようなそういうものを行っていただくとか、そういうような要望をしているところでございます。

今後の予定ですが、来年4月には、庁内に実行委員会を来年4月に立ち上げたいということで、今現在準備のほうを進めております。また、市に実行委員会がございますので、そちらのほうの役員さん方とも協議しながら、来年10月の大会に向けて進んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（柴田徹也） ほかにお聞きしたいことがございましたら。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（柴田徹也） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

長時間にわたりまして大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 零時35分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 柴 田 徹 也

総務常任委員会

平成20年12月17日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1号 平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 4号 旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

議案第 5号 旭市税条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（6名）

委員長	佐久間 茂 樹	副委員長	島 田 和 雄
委員	林 正一郎	委員	高 橋 利 彦
委員	明 智 忠 直	委員	伊 藤 房 代

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（27名）

副市長	鈴木 正 美	総務課長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企画課長	加 瀬 正 彦
財政課長	平 野 哲 也	税務課長	野 口 徳 和
市民課長	木 内 國 利	会計管理者	渡 辺 輝 明
消防長	菅 谷 衛 一	監査委員	林 久 男
その他担当員	17名	事務局長	

事務局職員出席者

事務局長 宮本英一
主 査 穴澤昭和

事務局次長 石毛健一

開会 午前10時 0分

○委員長（佐久間茂樹） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

今年も残すところあと2週間ということで、押し迫ってまいりました。ただ、もう年末だというのに雨が多くて、暖かい日が多い。何となく年末年始の雰囲気がちよっと変わっているのかなど。これも、気候の温暖化のせいかというふうに思われます。

さて、総務常任委員会なんですけれども、9月の委員会で私はリーマン・ブラザーズ社の破たんの話を見せていただきました。その後、今、3か月たつたないかのうちに、大企業はリストラ、事業規模縮減ということで、一気に雇用問題が発生してきたように思います。年末この時期に解雇通知を受けた人の気持ちは、どんなものなのかなど。察すると、かなりショックを受けて大変なものなんだろうと思います。当旭市では一人でもそういった人の出ることのないように、できればそうありたいなと思っております。政治と経済とどちらが先かとよく言われますけれども、今まさに政治が主導、経済を後押しすると、そういったときかなど、そういうふうに思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前10時 3分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 3分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は総務常任委員会ということで、委員の皆様には年末のご多忙の中、大変ご苦勞さまでございます。

本日の委員会に執行部のほうからご審議をお願いいたします案件は、議案第1号、平成20年度旭市一般会計補正予算の所管事項、議案第4号、旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定、議案第5号、旭市税条例の一部改正の議案、以上3件でございます。執行部といたしましても、委員の皆様方のご質問に簡潔に答弁いたしますので、どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（佐久間茂樹） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第4号、旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、議案第5号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定についての3議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、議案第1号について、順次担当課からご説明させていただきます。

初めに、財政課のほうから1点ご説明申し上げます。お手元の予算書のほうをご用意いただきたいと思っております。

本会議の中で、補足説明の中でも少し触れたところがございますけれども、国の1次補正

によります、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金という国の補正があったわけですが、ちょっと触れましたけれども、この対象事業につきまして、12月9日付で内示が来ましたので、その事業についてももう一度ご説明させていただきます。補正予算書の19ページをお開きいただきたい。

まず、19ページの上のほうの段になりますけれども、中段といたしますか、説明欄2番の保育所施設改修事業費2,400万9,000円でございます。これが一つ対象の事業になっております。

それから、22ページをお願いします。22ページの説明欄の上のほうになりますけれども、19節負担金補助及び交付金の中の施設園芸燃油高騰対策事業補助金1,330万8,000円でございます。これが対象になっております。

それから、次に25ページをお願いします。25ページのやはり説明欄の、消防関係でございますけれども、一番下でございます15工事請負費のところでは、中段になりますけれども、携帯・I P電話位置情報通知システム設置工事350万円。

これを足しますと、全部で3,048万1,000円になるんですけども、国のほうの先ほど申し上げた地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金としまして、一応12月9日付で3,000万円の内示がありました。これは12月9日ということで、既に予算編成が当時終わっておりますので、これは3月に財源のほうだけを一般財源を減らして、その交付金を入れるという形の調整をこれから図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、お手元にコミュニティバスの運行ルートを図面をお配りしてあると思います。この関係を補足説明いたします。補正予算書の13ページになります。

コミュニティバス等運行事業ということで、今回、需用費に印刷製本費と、それから役員費、手数料を補正でお願いしたところでございます。この関係ですけれども、図面でちょっとご説明申し上げます。

緑色で塗ってある部分の一番左側、点線で表示してあるところがあると思います。ここについてはこの4月から試行運行でルート設定して、走らせているところでございます。今回、実線で、一部コミュニティセンターから延伸するようなルートを設定してありまして、この部分について、このような形で試行のルート設定したらどうかということで計画しております。

このルートにつきましては、19年度中に行われました全体の再編検討時にも候補ルートと

して提案がございまして、そのときには道路の整備状況、要するに路肩の未整備であるとか、道路反対側の水路の未整備による路肩のひび割れ等がございまして、ここはバスを通せる状況ではないということであったんですけれども、ここの整備ができ上がったということで、今回こちらのほうで試行運行をするということでございます。

この関係につきましては、今年度、国のほうの地域公共交通総合連携計画を踏まえまして、補助対象になりまして、この10月からの試行運行については国のほうの補助金をいただいている部分になります。

10月からの試行ということで、来年度も継続して試行しながら、乗車人員の実績を見ていく必要があるということで、実は今回、当初予算の中で印刷製本費と、それから手数料を盛っておりますので、改めてここでお願いしながら、また21年度に試行の運行をしながら、乗車実績を見ていく、そのような形で計画しておるものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは、予算書の25ページ、消防の関係ですけれども、携帯・IP電話位置情報通知システムについての補足説明をいたします。

消防本部の資料をご覧いただきたいと思いますが、このシステムの導入状況でありますけれども、11月1日現在、県内の導入状況でありますけれども、大きい枠の中に各消防本部出ておりますけれども、その下に数字がございまして、千葉県内31消防本部でございまして、既に導入されている所が13消防本部、これから21年度中に導入されるという所が、当消防本部を含めまして7消防本部でございまして、

そして、このシステムによる効果なんですけれども、現在、119番は一般家庭にありますNTTの普通の固定電話とIP電話、それから携帯電話が主な通報方法でございまして。そして固定された電話の場合にはその居住者がかけてきますので、住所、番地まではっきり聞き取って、地図に反映することができますけれども、携帯電話の場合には通報者がいろんな場所からかけてきますので、地名はもとより、地理に不案内で、なかなかその場所が特定できません。それで地図を見ながら、こちらから誘導しながら地図を追って場所を特定するというので、非常に時間がかかるということで、この装置を入れますと、地図が119番を受けたと同時に出ますので、非常に場所の特定に時間の短縮ができるということです。したがって、覚知から出場までの所要時間が非常に短くなって、大幅な救命効果が期待できるということでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 私のほうから人件費について説明いたします。

補正予算書の30ページをお願いいたします。これは給与費の明細書です。今回の補正は、当初予算編成後の人事異動及び職員数の減に伴う増減を、各課にわたって補正するものです。

1の一般職、(1)の総括の補正後と補正前を比較しますと、職員数が1人減、それから給料が3,247万8,000円の減、職員手当等が770万円の減、共済費が62万2,000円の減となりまして、合計で4,080万円の減となります。減の詳しい内容はあとで説明いたします。

次に、下段のほうですけれども、職員手当等の内訳です。主な増減内容を申し上げます。住居手当が327万円の増。これはアパート等の借家居住者が10人程度増加したことによるものです。通勤手当は111万円の増。人事異動等によりまして、通勤距離が伸びたことによるものです。期末手当は849万9,000円の減。勤勉手当は320万2,000円の減。これらは職員数の減、それから育児休業や退職等の欠員による減額分です。

次の31ページをお願いいたします。給料及び職員手当等の増減額の明細です。今年度の人事院勧告、それから千葉県人事委員会の勧告は、民間との給料格差がないということで、改定勧告はされませんでした。ですから、本市も給与改定に伴う増減分はございません。給料の増減額、マイナス3,247万8,000円の内訳ですが、退職等のいわゆる新陳代謝及び人事異動による増減分が2,089万1,000円の減、その他育児休業や退職等の欠員による減額が1,158万7,000円となります。

この新陳代謝の部分でございますけれども、給与構造改革によりまして、給料の高い上のほうの職員の昇給が今とまっていますので、そういう関係でかなり減額が出ております。それから、職員手当等の増減額、マイナス770万円でございますが、これは給与の減に伴って減るものということで、人事異動、育児休業、退職等による減額分でございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 22ページですか、説明欄19、負担金補助及び交付金の施設園芸燃油高騰対策事業補助金、これはどういうふうに農家に支払われるのか、具体的にどのようにいただいているのか。

(発言する人あり)

○委員(高橋利彦) これは失礼しました。

それから、25ページの説明欄15工事請負費、携帯・I P電話位置情報通知システムですか、これは消防署へかかってくるのは一般電話と携帯ですか、この比率はどういうふうになっているのか。

それから、あと30ページ、今、職員数が749人ですか、これは合併時と比較してどういう数字になっているのか。それからまた類似団体と比較した場合、どういうふうになっているのか、それをお尋ねします。

○委員長(佐久間茂樹) 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長(平野哲也) 先ほどの22ページの燃油高騰対策で、これはちょっと所管が農水産課です。分かるだけの範囲で大変恐縮ですけれども、申し上げさせていただきますと、これはいわゆるハウス、キュウリ、トマト、花ですとか、そういった花のハウス施設のいわゆる暖房機、これを燃料のかからない暖房機に取りかえた場合に、これは県が4分の1の補助、それから市は100分の5ですから、5%を付け足して、補助金を出すということでございまして、この件数が28件程度予定されております。

詳しい点は、申し訳ございませんけれども、産業部の所管ということですので、よろしくお願ひします。

○委員長(佐久間茂樹) 消防長。

○消防長(菅谷衛一) 119番の受け付けのI P電話、携帯電話、固定電話の比率ですけれども、昨年のもございますけれども、今年11月いっぱい受け付けですけれども、一般家庭の固定電話が1,232件、携帯電話が393件、I P電話が82件で、比率として、携帯電話だけ出ておりますけれども、携帯電話が23%でございます。

以上です。

○委員長(佐久間茂樹) 総務課長。

○総務課長(高埜英俊) それでは、職員数についてお答えいたします。

合併時と今の比較ということでおっしゃられましたけれども、申し訳ありませんけれども、合併時の7月1日の数字はございませんので、ほかの数字でお答えしたいと思います。17年度の4月1日現在、これは今は一般会計の審議をさせていただいておりますが、他の会計も含めた総人数ということでお答えいたします。851でございました。ちなみにその18年度

の4月1日が848でございました。今回、補正後の各会計含めた全部の人数が791でございました。

以上です。

(発言する人あり)

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 申し訳ありませんが、類似団体との比較はしておりませんので、申し訳ありません。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

○委員（島田和雄） 携帯電話、IP電話の位置情報通知システムについてお伺いしますけれども、連動型、簡易型となっておりますけれども、どの程度、受ける側のほうとして差があるのか。値段が違うようではございますけれども、どの程度の差があるのか、その辺をお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（菅谷衛一） この差というのは、連動型というのは指令台に直接連動しておりますので、119番受けたと同時に指令台の地図にバーンと反映されるということです。それで簡易型の場合は、別のパソコンに地図が出まして、その出た地図を基に指令台の地図のほうに打ち込んで、移しかえるということなんです。その違いです。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、実際に運用をやっていく上で、救急ですから、瞬時を争うというようなことになろうかと思えますけれども、火災のほうも含めて両方ですけれども、時間的なロスといいますか、そういうのはそんなに気にしなくても大丈夫なんですか、これは。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） 一応地図を見ながら、相手から聞きながら、こちらですぐ地図を別の者が出して、反映させますので、そんなに時間はかからないと思います。ただ、今までですと地図が出ませんので、本当に聞くだけで、相手が目標も何も分からない、市外の人ですと地名も分からない。ですから地図で追っていくのに大変時間がかかるんですけれども、これが入れば、だいぶ時間が短縮されるということになります。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） できればいい方式でやっていただきたいと思うんですけども、予算的には、ここにちょっと示されていますが、連動型の場合は1,800万円ですか。簡易型というのは350万円ということですか。これだけの差があるという、予算的には。だいぶ差があるんですけども、実際の運用面ではそんなに差がないということでもいいでしょうか。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。
消防長。

○消防長（菅谷衛一） 多少の差はありますけれども、それで現在、25年運用開始を目指して、共同司令センター、今計画しておりますので、あと4年間だけですか、使えるのは。連動型、高いのを買っても、あと4年しか使えないということになりますので、そういう観点からも簡易型がよろしいかなと思っております。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。
高橋委員。

○委員（高橋利彦） コミュニティバスの関係ですけれども、これは時間帯によっていろいろ違うでしょうけれども、年間を通しての1台当たりの乗車率は分かりますか。分かればお願いします。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。
企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 年間を通しましての1台当たりですか。ルートによって若干違うと思います。旭なんかですと、11人から12人、飯岡地区も約10人、干潟地区は去年は4便というような、栗源からのバスでございましたので、比較は非常に厳しいんですけども、これは5人未満というような状況であると思います。今回、実は試行運転で、干潟地区、ルート設定変えまして、今年度は昨年と比較いたしますと、約240%の増ということで、今、乗車実績が伸びている、そういう状況になっています。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。
総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 大変申し訳ありません。先ほどの高橋委員への答弁ですが、平成18年度の当初の数なんですけれども、私は848というふうに申しあげましたけれども、計画でありまして、実績は839でございました。どうもすみませんでした。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

(発言する人なし)

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、財政課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、議案第4号、旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、若干補足させていただきます。資料といたしますか、「旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（案）の骨子」というものをお配りさせていただいてあると思いますが、これをご覧いただきたいと思います。骨子でございます。

これは、議案第4号の条例のほうで第2条の中で、複数年度にわたる契約を必要とする契約で、規則で定めるものということで、実際の項目が条例のほうにはございません。規則で定めるということになっていきますので、これから規則を定めるわけでございますけれども、その内容についてご説明申し上げます。

そこに書いてございますように、条例のほうの第2条第1号に規定する規則で定める契約、これは物品の賃貸借でございますけれども、どういうものかというのがそこに例示してございます。1番目に、仮設建物、これはいわゆるプレハブ等のリースです、そういったものが想定されます。それから自動車、事務機器。事務機器は多分にいろいろございますけれども、事務機器、いわゆるパソコンですとかそういったものが入ります。通信機器になりますか、通信機器。それから測定機器、光学機器、あるいは医療機器、スポーツ器具、ソフトウェア、こういったものを想定いたしております。

それから、第2条の第2号に規定する規則で定める契約、これは役務の提供、いわゆる業務委託のような形のものなんですけれども、そういったものはどういったものかというのが例示してございまして、1に庁舎等の管理に係る業務。それから一般廃棄物の収集ですとか運搬に係る業務、機械警備に係る業務、4番目に給食の調理または配送等ということでございまして、こういった業務を想定いたしております。それから5番目が、さっき上のほうで、例えばパソコンなんかを借りた場合の保守契約というのが出てきますけれども、これは委託料になるんですけれども、5番目でそういった保守契約という業務を想定いたしております。

契約の期間というのは、一応5年としますが、書類的には5年ですけれども、ただ、これから自動車ですとかそういったもののリースも、時代的にはなってくるのかなというこ

とで、そういったものと、また7年とか10年とかそういう設定は別にできますよという規定でございます。

これをなぜやるかと申しますと、今まで、いわゆるパソコンのリースですとかそういったもの、実際には5年契約、5年想定で1年当たりの契約を毎年やっておりました。実際には業者が貸してくれるのは5年リースの金額ですと、それで5分の1にしますと、幾らですよということで契約するんですけども、契約書を毎年交わさなくちゃならない。決まっているんです。それが今度は1回5年分の契約ができる。ただし、予算は単年度、単年度で、これは従来どおり組みます。ただ、契約書を毎年やる必要はなくなるということで、非常に事務も省略化されるということ。

また、場合によっては3年契約等で業務委託なんかもやった場合のほうが、例えば機械警備、庁舎は人がいるんですけども、機械警備だけだと、初年度に機械を、警報装置を付けるということになります。それを毎年入札でやっていると、やはりどちらかという安くはならない。それを3年使う想定で入札をやれば、若干下がる効果があるんじゃないか、そういう狙いもございます。

そういったことで、長期継続契約をできるための、これは地方自治法が改正されたので、こういったことができるということで、条例あるいは規則を定めるものでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課の説明が終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 長期契約ということですけども、項目が示されているわけですけども、これ以外のことについては、これまでどおり単年度契約でやっていくというふうに理解していいのかどうか。

それと、入札についてはどういう形で、単年度の価格で入札をするのか、5年契約であれば、5年分をまとめて契約ということで入札するのか、その辺についてお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） これ以外のものということでございますが、今、市役所内の中で想定できるのはこのくらいかなということ。これ以外のものについては、原則、単年度契約になると。どうしても必要になるということでございますと、今度、規則を一部改正して、

その項目を追加するという形になるのかと。とにかく最初スタートですので、このくらいで
だいたい網羅できるのかなということで考えております。

入札でございますけれども、入札の方法もいろいろございます。5年総額で幾らで、1年
当たり幾らという条件を付けて、入札するという形になるのかと思います。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 5年以内ということですが、これはだいたい税法の償却年数ですか、こ
の辺をベースにやっただけですか。その辺をお尋ねします。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 必ずしも税法のことではないんですが、一般的にはやはり備品類は
5年くらいで償却ということで、これは相手の業者も、そのくらいで償却を見ているとい
うことになるのかと思いますけれども、一般的には5年ということでございます。

○委員長（佐久間茂樹） 林委員。

○委員（林 正一郎） 参考例でございますが、やはりコピーとかそういうものはもう5年、
今はだいたい3年に民間はなってきたわけです。私の所もこの間ファックスをやったんです
が、今、3年なんです。もとは5年ということでやってきましたけれども。要するに機械の
発展性が非常に速いわけです。だからあまり長くやると、5年でやむを得ないかなと私は思
います。

それと、契約または不動産というのがここに参考に書いてありますが、不動産も、市役所
もその前の土地を借りておりますよね、駐車場に。これは一応期限は10年でしょう。それ
で自動継続で、地価の変動によって、要するに地価の変動ということは固定資産税も変動し
てくるわけですから、それによって私らが民間でやっているのは、覚書でその都度やってい
るということで、地価公示が出てきますから、私らの商売の場合には、賃貸の場合には覚書
でやっている。期間は10年ということ。そういったことにするほうが本当は望ましいではな
いかと。これに書いてありますが、それで私はいいかと。ただ、機器の場合にはやはり3
年か5年、これが目いっぱいです。これ以上延ばされては困るなと私は思います。

○委員長（佐久間茂樹） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 林委員のほうから、ごもつものご意見でございまして、契約期間

のところも5年以内というような表現をさせていただいておりますので、場合によっては、物によっては3年とかという契約もあり得るかなということ、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、税務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、議案第5号、旭市税条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。お手元の資料の新旧対照表をお開き願いたいと思います。1ページであります。

今回の改正は市民税における寄附金控除の対象としまして、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金を定めるものであります。それで第34条の7第3号、横線が入っているところです、第3号の所得税の寄附金控除の対象となる団体につきましては、財務大臣が指定するもののほか独立行政法人、社会福祉法人、学校法人などとなります。なお、市内に事務所を有するものは、本市では社会福祉法人と学校法人でありまして、社会福祉法人は旭市社会福祉協議会並びに私立保育園など14団体ございます。また、学校法人は私立幼稚園など4団体となっております。千葉県内全体におきましては、社会福祉法人が568団体、学校法人が432団体となっております。

次に、第3号のイの文中の中に、校舎その他の市長が別に定めるものについては学校施設の要件を規則で定めるものでありまして、校舎が設置されていることを要件とするものであります。なお、研修施設や運動場、体育館等の施設のみの方は除かれることとなります。

次に、第4号の追加であります。これは対照表の2ページになります。特定公益信託への寄附金で、県内では京葉銀行が設置しておりますホームヘルパー助成基金、1のみとなっております。

次に、第5号の追加は、認定NPO法人への寄附金で、県内では白井市に所在します特定非営利活動法人、これはNGOですけれども、西アフリカの国との友好協会1か所のみとなっております。

この条例の施行期日につきましては、平成21年4月1日で、適用となる寄附金は、平成20

年1月1日以後に支出した寄附金が対象となります。20年中に支出した寄附金の控除を受けるには、来年の所得税の確定申告または住民税の申告を行う必要があります。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（佐久間茂樹） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(佐久間茂樹) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

- 委員長(佐久間茂樹) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

財政課長。

- 財政課長(平野哲也) 資料はございませんけれども、1点ご報告をさせていただきます。

財政課で普通財産管理をしております、旧海上中学校の跡地でございますけれども、そこにプレハブが建っているんで、何だというご質問も何件かいただきました。ご報告させていただきます。

あそこは、実は防災無線の整備工事というものを契約したわけですが、その資材置場と、それから事務所みたいな形、そういった形でプレハブを2棟ほど建てておまして、そこに市の防災無線の工事ということですので、スペース的には1,055平米ほどお貸ししております。それで中に大きなプレハブ2棟ほど建てております。ですからこういった形で、ちょっと通ったときに、あれ、何かなという疑義が生じるかもしれませんが、そういったことで、普通財産を防災無線の工事の現場用の事務所あるいは資材置場として一部お貸ししているということで、ご報告させていただきたいと思います。

以上です。

- 委員長(佐久間茂樹) 総務課長。

- 総務課長(高埜英俊) 今の防災無線の工事の関係でございますけれども、9月の議会で契約を議決していただきました。その後、工事に着手しておりますので、その詳細な内容につきまして、担当であります防災班の宮應主幹のほうから報告させますので、よろしくお願ひします。

- 委員長(佐久間茂樹) 総務課主幹。

- 総務課主幹(宮應孝行) では、私のほうから防災行政無線統合整備事業の進捗状況と戸別

受信機について説明いたします。

まず初めに、進捗状況について説明いたします。

10月9日に第1回の工程会議を開きまして、その後、2週間に1回の割合で5回実施しております。工事につきましては、親局の無線室の改修工事がほぼ完了しております。年内には親局の搬入、それから据え付けを予定しているところであります。屋外子局につきましては、12月9日から工事に入りまして、基礎のはつりを行いまして、12日からはマストの交換工事等を実施しておりまして、順調に進んでいるところであります。

次に、新しい戸別受信機について説明したいと思います。

戸別受信機につきましては、一般家庭用の戸別受信機、この受信機は電波を複数自動で切りかえて受信することができます。旭市では親局で1波、それから再送信局2波の計3波で運用することになっています。ですので、複数自動、行政区ごとにやれば、自由に切りかえができるようになります。

次に、使用できる電池なんですけど、今までは単2電池のみでした。これが単1、それから単2、単3電池の3種類使用することができます。使用本数も、4本から2本と少なくなっています。また、この受信機につきましては、故障の原因となる電池の液漏れ対策ということで、直接基盤へ行かないような構造になっております。

次に、耳の不自由な方のための文字放送対応の受信機です。一般家庭用の受信機に、このアタッチメントを付けまして、合体させる、ですから一般家庭用にもう1台付ける感じになります。放送があると、文字放送用の受信機の中央にランプがありますので、それが点灯するようになります。

以上が戸別受信機の説明です。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） かねてから懸案事項となっておりました市税の、特に市県民税と固定資産税の前納報奨金についての見直しについてご報告申し上げます。

この制度につきましては、かねてから古い期間やっております、税収の早期確保とか市の税収入による市政運営について、早く税収を確保しようということで始まったものでございますが、これについては来年10月から、市県民税におきましては65歳以上の方の年金からの特別徴収制度と、それから給与所得者の特別徴収ということで、かねてから不公平感が言われていたところがございます。

現在、本市の報奨金制度につきましては、年利率に直しますと2%と、高率な報奨金で

ございました。平成20年度の実績の金額につきましては、総額で4,730万円、このうち市県民税が1,670万円、固定資産税が3,060万円と高額となってきたものでございます。この報奨金制度につきましても、全国的に廃止が進んでおりまして、千葉県内では20年度現在で36市中30市が廃止しているところでございます。

このようなことから、税負担の公平性と財源の確保を図るため、平成21年度を目途に制度の廃止を検討しているところであります。なお、この二つの税目につきましては、21年度に市県民税、22年度に固定資産税の前納報奨というふうに検討しているところでありまして、この地方税の、一部の改正につきましては3月の定例会に市税条例の一部を改正する条例の提案を考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 財政課長にちょっとお尋ねしますけれども、一・二か月前に入札が何件か執行できないというような話を聞きましたが、この要因は何であったのか。それらについて詳細に説明いただきたいと思えます。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 詳細というのは、今資料をお持ちしていませんけれども、何点か入札で中止したのは、一つには、今、一般競争入札、いわゆるダイレクトでやっているんですけども、これは指名競争入札と違いまして、そういう懸念は前々からあったんですけども、指名競争入札ですと、5社を指名すれば、5社の方はだいたい出してくている。ところが一般競争入札となりますと、告示して、参加したい人が手を挙げてくる。ところが私どものほうでは、本来、法律上は手を挙げてきた人は1社でもできることはできるんですけども、それでは競争入札ではまずいだろうということで、条件的に2社以上ない場合には中止すると決めております。結果的に、工事に対して手を挙げてきた方が1社しかない工事が2件ほどありまして、1社では競争にならないということで、これは中止して、範囲をさらに広げてやり直したという状況です。

これは、ですから一般競争の、弊害という言葉はおかしいんですけども、逆に、こちらが指名したものじゃなくて、一般競争は誰でも手を挙げる権利がある。手を挙げる権利があ

るんだけれども、意思がないと、逆に手が挙がったのが1社しかない。1社しかないと競争にならないで中止するということが、2件ほどございました。

それから、もう1件はいわゆる談合情報です。談合情報がうちのほうに文書が来まして、信憑性というのが問題になるんですけれども、これはもちろん公正取締役委員会にもお届けするし、警察署にもお届けはしました。実際に中で検討しましたら、ある程度具体性があるんじゃないかというものについて、中止を一たんしました。これも中止して、またさらに範囲を広げまして、再度入札という方が1件ございました。

そういったもので、私の記憶の中で3件ほど、2件は入札参加者が1社しかなかったもの、それから1件は談合情報が若干ありましたので、それを中止したと、やり直したということでございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 分かりました。これとは直接関係ないんですが、中央病院も間もなく入札が行われるわけですが、一般競争入札の中に、市の場合は建物が80%ですか、最低制限価格。それから土木が70%とあるわけですが、中央病院の場合は、そういう中で今回、最低制限価格を設けているんですが、率を書いているんです。そんな中で、この間一般質問の中で、最低制限価格80%と答弁されていましたが、結局、公示されたときには最低制限価格を設けるだけで、率を書いているんですね。それで今度は、答弁では率があったと。そうしますと、結局今度、入札に参加する人が不公平になっちゃうんです。知っている人は80を知っている。知らない人は今度は何%は知らない。こういういろいろなことがある中で、中央病院はあくまでもこの、企業であれば旭市の子会社です。ですから当然市が中央病院のいろいろ、簡単に言えば法律、条例等、本来なら市ですべてある程度そういう条例等を作るのが本当じゃないかと思うんですが、その辺、どういうふうに考えていますか。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 公営企業のほうの中ということで、ちょっと所管を外れるということで、私どもは市のほうの一般論としてお答えをさせていただきます。

市のほうでは確かにそういった要綱がありまして、これはホームページでも見られるように、どなたでも見られるような規則を公開してございまして、その中にも建築工事、予定価格の100分の80、それから土木工事、100分の70という設定があつて、これは地方自治法上設けることができるということで、うちのほうも設けてございます。それは、運用はそのとき

そのときで違ってまいります。例えばこういった防災無線のような備品が多い場合には、それにとらわれずに設けられております。

それで、中央病院のことでございますけれども、中央病院はやはり中央病院会計規程というのがございまして、その事業管理者が執行者になっております。その中で、実際には取り決め、工事はこういった形でやるという告示する前に、内部での事業管理者までの決裁に基づいて決定しているということだろうと思っておりますので、これは私どもが一々それについてどうのこうのというのはないんですけれども、ただ、一般論としては、市の規則に準じてやっているのではないかと考えています。ちょっとそれ以上の内部の細かいことは私のほうからは分かりませんので、よろしくお願いします。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 準じてでも何でもいいんですが、そこをやはり、今、中央病院は案外条例でも何でも、市から見ますと少ないんです、縛りが。ですからやはりあそこは企業であれば子会社ですから、それなりにやはり縛りを設けた中で運営してもらおう。それでないと、極端に言えば、やりたい放題になっちゃうんです。ですから条例等の不備ですか、その辺を市自体がどういうふうこれから考えていくか。条例の制定ですか、ある程度やはり市がきちっとした、これまでの範囲内で中央病院は運営、経営してもらおうんだよ、そのためにも、その辺ちょっと。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 副市長でもよろしいんですけれども、私のほうからあまり中央病院のことを高橋委員、言うのを、いろいろありますので、ちょっと申し訳ないんですけれども。ただ、一般論として言ったのは、先ほど言ったとおりで。それから、高橋委員、ご承知のとおり、公営企業はもう発生主義ということで、企業性を問われるということで、ある程度法律、地方自治法もこれは全適になりますと、免除されている条項がたくさんございます。それはなぜかという、高橋委員もこれは我々より十分ご承知のいわゆる発生主義、企業主義というところが公営企業に認められているというところで、その辺で、表現的に緩いとおっしゃられましたけれども、地方自治法の縛りが外れている部分があるということで、私のほうからそれ以上に申し上げられませんので、よろしくどうぞお願いしたいと思っております。

○委員長（佐久間茂樹） 副市長、どうですか。

○副市長（鈴木正美） 昨年4月から、実は県のほうから契約室のほうに職員が来ております。その方、太田さんという方なんですけれども、その方が県のほうから病院のほうに来まして、

市との契約関係の条項の不整合とかそういったものがないかどうか十分なチェック、あるいはそういった形の視点から病院のほうにまいりまして、今回の入札に際しても相当財政課のほうと事務的な打ち合わせもさせていただきまして、このような形で入札公告をして、執行したというふうに聞いております。

今後とも、先ほど財政課長、市に準じてというふうな表現をしましたがけれども、病院としてもきちとした法整備についてやっていくということで聞いております。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にならぬのでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時 0分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 佐久間 茂 樹